

平成22年11月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録

平成22年12月 1日～2日

場 所 第3委員会室

平成22年12月1日（水曜日）

委	員	宮	原	義	久
委	員	松	田	勝	則
委	員	長	友	安	弘

午前9時59分開会

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計補正
予算（第8号）

○議案第6号 教育関係の公の施設に関する条
例の一部を改正する条例

○議案第8号 風俗営業等の規制及び業務の適
正化等に関する法律施行条例の
一部を改正する条例について

○請願第43-2号 教育格差をなくしすべての子
どもにゆきとどいた教育を求
める請願

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経
営に関する調査

○その他報告事項

- ・振り込め詐欺の現状について
- ・「第二次宮崎県教育振興基本計画」の策定状況
について
- ・県立高校生の就職状況等について
- ・第65回国民体育大会（「ゆめ半島千葉国体」）
の結果について
- ・平成22年度各事業の事業実績と上半期の予
算執行状況について
- ・一ツ瀬川県民ゴルフ場開業20周年記念コンペ
「ひとつせペアゴルフマッチ」について
- ・発電所親子探検ツアーについて

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	鶴 見 雅 男
警 務 部 長	根 本 純 史
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	長 友 重 徳
生 活 安 全 部 長	横 山 登
刑 事 部 長	柄 本 重 敏
交 通 部 長	椎 葉 今 朝 邦
警 備 部 長	中 原 雅 男
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	日 高 昭 二
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	深 田 周 作
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	大 町 正 行
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 地 域 課 長	中 園 雅 夫
刑 事 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 部 参 事 官	田 中 誠 一
総 務 課 長	黒 木 典 明
少 年 課 長	大 野 俊 朗
交 通 規 制 課 長	杉 田 定 光
運 転 免 許 課 長	仁 田 脇 貞 治

教育委員会

教 育 長	渡 辺 義 人
教 育 次 長 (総 括)	米 原 隆 夫
教 育 次 長 (教 育 政 策 担 当)	飛 田 洋
教 育 次 長 (教 育 振 興 担 当) 兼 学 校 支 援 監	山 本 真 司

出席委員（7人）

委 員 長	満 行 潤 一
副 委 員 長	黒 木 正 一
委 員	萩 原 耕 三
委 員	中 野 一 則

総務課長	安田宏士
政策企画監	吉村久美子
財務福利課長	福永展幸
学校政策課長	児玉淳郎
全国高等学校総合文化祭推進室長	稲元雅彦
特別支援教育室長	武富志郎
教職員課長	阿南信夫
生涯学習課長	興梠正明
スポーツ振興課長	川崎重雄
文化財課長	清野勉
人権同和教育室長	中原邦博

企業局

企業局長	濱砂公一
副局長 (総括)	持原道雄
副局長 (技術)	山崎芳樹
総務課長	吉田親志
経営企画監	新穂伸一
工務課長	相葉利晴
電気課長	本田博
施設管理課長	白ヶ澤宗一
総合制御課長	山下雄一

事務局職員出席者

政策調査課主幹	坂元修一
議事課主幹	阿萬慎治

○満行委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、本部長並びに関係部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○鶴見警察本部長 本日もよろしくお願ひ申し上げます。

先月の閉会中の常任委員会におきましては、私ども通信指令室を現地調査をしていただきまして、まことにありがとうございます。ごらんいただきましたとおり、私どもの通信指令室におきましては、従来の110番受信システムに加えまして、この春から携帯電話の位置情報システム、これも加えまして、新たな機能を備えたものとなっております。引き続き、通信技能の向上に努めますとともに、事件・事故、災害発生時の初動措置に万全を期してまいる所存でございます。

また、本日から12月に入りまして、年末・年始の特別警戒に最大限の警察官を街頭に配置いたしますとともに、飲酒運転根絶運動、これについても、万全を期してまいりたいと考えております。引き続き、御支援、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日、御審議をいただきます提出議案につきましては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」について、それから、その他の報告といたしまして、「振り込め詐欺の現状」につきまして、そ

れぞれ関係部長から説明・報告をさせますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○横山生活安全部長 それでは、提出議案第8号の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」について、御説明をさせていただきます。

議案書では、43ページとなります。あわせて、お手元の「常任委員会資料1」と「施行条例の一部を改正する条例案チャート図」、カラーのものでありますけれども、この2枚に基づいて、御説明をさせていただきます。

まず、常任委員会資料の1「条例改正の概要」についてであります。(1)政令の改正というところに記載しておりますけれども、このたびの一部改正は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成23年の1月1日施行予定)」、これによりまして、出会い系喫茶営業という業態が、新たに「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項第6号の店舗型性風俗特殊営業として規定されたことによるものであります。この政令の改正により、(2)条例改正の必要性でありますけれども、本県では、店舗型性風俗特殊営業は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」の第11条におきまして、営業の種別ごとに禁止区域を定めておりますことから、「出会い系喫茶営業」についても禁止地域を定める必要がありまして、出会い系喫茶営業につきましては、営業の禁止地域を県内全域とすることで、条例を改正しようとするものであります。

続きまして、2番「出会い系喫茶の営業を県内全域で禁止する理由」等ではありますが、これはチャート図で御説明をさせていただきます。

あわせてごらんください。

まず、カラー物のチャート図の一番左上の番号1に書いてございますけれども、「出会い系喫茶営業の定義」といたしまして、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的な性的好奇心を満たすための交際(会話を含む)を希望する者に対し、当該店舗内において、その者が異性の姿態もしくはその画像を見て行った面会の申し込みを当該異性に取次ぐこと、または、当該店舗内に設けた個室もしくはこれに類似する施設において、異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業をいうふうにされております。

次に、チャート図の番号3「出会い系喫茶の営業形態」の例を簡単に御説明をさせていただきます。まず、左側の縦の列でありますけれども、男性客は有料で、会員登録料、入店料、会話料等を支払い入店し、右側のピンクの部分でありますけれども、女性客は、無料登録の会員が入店し、ドリンク等のサービスを受けながら部屋で待機します。店舗内で男女がそれぞれ仕切られた部屋から、男性客がマジックミラー等を通し、好みに応じた女性客を選んで、営業者等に女性との面会の申し込みを行い、面会室で女性客と面会し、交際がまとまれば、店外デートもできるというもので、料金は、各段階ごとに男性客から徴収するシステムが一般的であります。

チャート図の番号2に「出会い系喫茶の特徴」を記載しております。1つは、店舗において、面識のない異性同士を一時の性的好奇心を満たすための交際目的で面会させるという、非常に特殊な役務の提供をするものであるということ、もう一つは、一時の性的好奇心を惹起させる広告宣伝を行い、客も一時の性的好奇心を満たさ

れることを期待して来店すること等から、まさに性を売り物にする性風俗に関する営業であることは明らかであります。

そして、チャート図の番号4「政令改正の背景」であります。真ん中ほどの上段であります。全国の営業店舗数が平成19年12月現在77軒でありましたけれども、これが21年の9月現在では100軒と増加傾向にあります。また、それに伴いまして、出会い系喫茶営業の利用を契機とした児童買春や児童ポルノ、青少年保護育成条例違反等の検挙が平成19年中26件でありましたけれども、平成20年中は33人と増加し、福祉犯の温床となっていること、さらには、各自治体等からの風営法での規制を求める要望がなされているという現状があります。

また、出会い系喫茶は、店舗内外において、売春や児童買春につながるおそれが強いことから、善良な風俗を著しく害するものと認められることや、一時の性的好奇心を引き起こす広告宣伝を用いた派手な看板、ビラ等が店舗の周辺にはらんすることから、清浄な風俗環境を害するとともに、少年の健全育成を著しく阻害するものと認められる実態がございます。

こういった問題を受けまして、警察庁におきまして、外部の有識者を交えた風俗行政研究会というものを昨年4月から7月までの間開催されまして、議論を重ねた結果、出会い系喫茶の規制のあり方については、その営業の特徴から店舗型性風俗特殊営業として位置づけ、営業の届け出制や営業禁止区域における営業の禁止、さらに、広告制限や18歳未満の者の客としての立ち入らせ禁止等の規制の対象とすることが適当との提言がなされたものであります。

そこで、本県における店舗型性風俗特殊営業の禁止地域におきましては、このチャート図の

真ん中下段に、黄色の表で整理しておりますが、5「県条例の改正」、本県の条例改正案の欄に記載してあります。

まず、現行条例では、1号営業のソープランドや2号営業のファッションヘルス、4号営業のうちモーテル営業につきましては、宮崎市橘通西2丁目の一部、橘通西3丁目の一部、上野町の一部及び中央通の一部を除く県内全域、3号営業のストリップ劇場など、それに4号営業のラブホテル、5号営業のアダルトショップにつきましては、商業地域を除く県内全地域において、それぞれ営業を禁止することとされております。

今回の改正案としております出会い系喫茶営業につきましては、一部除外地域を設けない、県内全域を営業の禁止区域とするものでありますけれども、その理由は、これまでに御説明をしておりますとおり、現行の店舗型性風俗特殊営業であるソープランド等が、店舗内の個室において異性に接触する役務を提供する営業であるのに対し、出会い系喫茶営業は、一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、店舗内において、面識のない異性を面会させるという非常に特殊な役務の提供を行うもので、面会後におきましては、店舗外において売春、児童買春等の犯罪に結びつきやすい現状がございます。

そうした問題は、出会い系喫茶営業の営業形態そのものに起因するものでありまして、地域的な規制では解決しないということから、出会い系喫茶営業につきましては、営業の禁止地域を県内全域とするものでございます。

改正条例の施行日は、改正政令の施行日と同じく平成23年1月1日から施行する予定にいたしております。

なお、条例改正に対するパブリックコメントにつきましては、平成22年8月2日から9月1日までの1カ月間実施しておりますが、その結果につきましては、1名の方から意見が寄せられました。その内容は、将来のパートナーとの出会いを求める営業を規制することを懸念されるものでございましたけれども、今回の条例改正の趣旨や将来のパートナーをまじめに考える結婚相談業とか、お見合いパーティー等を規制するものではございませんので、そのようなことを説明いたしまして、御理解をいただいたところであります。

最後に、チャート図の右下、7の④に「全国の条例改正の方向性」ということで示しております。平成22年11月15日現在で、全域禁止につきましては、本県を含めて30の道府県が予定しております。九州管区内では、熊本県と佐賀県で、既に、県内全域禁止で本年10月に条例改正を行っております。さらに、その他本県以外の県においても、全域禁止とする方向で改正案を11月議会に上程予定と聞いております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○柄本刑事部長 それでは、振り込め詐欺の現状について御説明いたします。

初めに、振り込め詐欺の類型等について説明しますけれども、振り込め詐欺は、大別しますと、「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金詐欺」の4類型に区分しており、これらを総称して振り込め詐欺としております。お手元の「資料2」をごらんください。

まず、全国の振り込め詐欺の現状について申し上げますと、お手元の資料にはございませんけれども、本年10月末現在では、認知件数が5,476件、被害総額は約63億8,000万円です。昨

年同期と比較しますと、認知件数でマイナス835件、比率にして13.2%の減少、被害金額にしてマイナス約17億9,000万円、比率にして21.9%の減と、減少をしております。

宮崎県も同様でありまして、資料の1にありますが、本年10月末では、認知件数が10件、被害総額は1,988万円です。昨年同期と比較して、認知件数はマイナス19件で、比率では約66%の減少、被害総額でマイナス717万円の約27%の減少と、昨年に引き続き減少傾向を示しているところであります。全体的に大幅な減少傾向にある中で、特に、オレオレ詐欺が大幅な減少を示しております。件数がマイナス6件、前年比約86%の減となっております。架空請求詐欺及び融資保証金詐欺が半数余りに減少しております。これは架空請求詐欺がマイナス6件、約56%の減、融資保証金詐欺がマイナス7件、約64%の減となっております。また、還付金詐欺の発生がないということが挙げられます。その要因は、金融機関等の関係機関・団体等と連携した広報啓発活動やATM警戒等の諸活動により、県民の振り込め詐欺に対する防犯意識が浸透しつつあるものと考えられます。

県内の振り込め詐欺事件の被害に遭われた方の年齢層について分析してみますと、資料1の(3)にありますとおり、振り込め詐欺事件の全体では40代から70代の被害者が約6割を占めており、手口別ではオレオレ詐欺は60歳代が1名のみですが、架空請求詐欺は、19歳未満から50歳代、融資保証金詐欺は、20歳代から70歳代までと、全体的に被害に遭う年齢層が幅広いことが特徴と言えます。

次に、2の検挙状況について御説明いたします。県内では10月末現在で振り込め詐欺事件を15件、被疑者2名を検挙しております。また、振

り込め詐欺を助長する助長犯罪については、31件の21名を検挙しております。助長犯罪と振り込め詐欺事件の犯行ツールとして使用された不正取得に係る口座や携帯電話等を事件化して検挙したものであります。検挙人員の内訳につきましては、通帳詐欺事件が10名、犯罪収益移転防止法違反事件が5名、盗品譲り受け等事件が3名、携帯電話詐欺事件が3名となっております。

振り込め詐欺の犯行グループは、こうした助長犯罪等で不正に入手した預貯金通帳や携帯電話等を使用し、その手口を次々に変化させながら犯行を繰り返していることから、振り込め詐欺の実行犯を検挙するためには、この助長犯を検挙し突き上げ捜査を徹底することが肝要と考えております。

最後に、3の抑止対策について御説明いたします。本県警察では、平成20年8月18日付で警察本部長を長とする「振り込め詐欺撲滅総合対策推進本部」を設置し、組織の総合力を結集した対策を積極的かつ効果的に推進してまいりました。本県警察が実施している振り込め詐欺の抑止対策の中の検挙対策としては、全国警察と一体となった「共同・合同捜査の推進」、証拠資料等を確実に収集するための「基礎捜査の徹底」、犯行ツールの無力化に向けた「助長犯罪被疑者の徹底検挙」、これを強力に推進しておりまして、現在は、兵庫県警察や愛知県警察等と合同捜査を行っております。

一方、予防対策としては、被害に遭いやすい高齢者等を対象とした、あらゆる機会を利用しての防犯講話や県警ホームページを活用しての広報啓発、地域警察官等が作成するミニ広報誌等や市町村等が作成する広報誌等を活用した広報啓発、巡回連絡による広報啓発等を行い、被害の未然防止対策を粘り強く継続的に実施し、

あわせてテレビスポットも実施しております。

また、県内の金融機関とは平成20年から本年にかけて合計7回の「振り込め詐欺被害防止警察・金融機関担当者連絡会」を開催し、意見交換やホットラインを構築するなど、情報の共有化や連携の強化を図っているところであります。さらに、宮崎県経営金融課、県消費生活センター、商工会議所等とも連携を図り、官民一体となった取り組みも推進しているところであります。

また、振り込め詐欺を撲滅するためには、不正に入手した犯行ツールや現に犯行に使用されている犯行ツールを遮断する必要があります。そこで、振り込め詐欺に関する犯行ツール等の情報を幅広く収集分析いたしまして、口座の凍結依頼、警察官や自動架電システムによる警告電話等の先手を打った抑止措置をとっているところであります。

これまで説明しましたとおり、本県の認知件数は、全国同様に減少傾向にありますが、それでも、全国では、一月平均約550件、6億4,000万円の被害が発生しておりますし、特に、警察官をかたるオレオレ詐欺事件や息子をかたるオレオレ詐欺事件に関しては、首都圏方面では昨年よりも増加しているという現実があり、本県においても警戒を強化しているところであります。

また、県内におきましては、本年5月に宮崎県のホームページに掲載された家畜伝染病口蹄疫の被害農家等に対する義援金募集の記事と類似した電子メールを作成し、作成したメールを盗用した無線LANで全国に無差別送信して義援金名目に金員をだまし取ろうとした振り込め詐欺未遂事件が発生しましたが、本県警察では、極めて悪質な事件と判断いたしまして、強力に

捜査を推進した結果、先日の11月24日、23歳の宮崎市に居住する男性被疑者を逮捕したところであります。

振り込め詐欺事件対策は、いまだ終息を迎える状況には至っておりません。振り込め詐欺事件は、官民一体となった息の長い各種対策により、必ずや撲滅できる犯罪と考えております。警察では、今後とも、県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙を図り、県民の皆様の期待と信頼にこたえてまいりたいと考えております。以上であります。

○満行委員長 執行部の説明は終了しました。

まず、議案第8号について、質疑をお受けしたいと思います。

○松田委員 お世話になります。文言を教えてくださいと思います。まず、風営法施行条例の一部を改正する条例で、1号から6号まで営業の形態をお示しいただきました。それで、まず、4号営業の中で、モーテルとラブホテルと分けてありますが、私たち、同じように考えおりました。モーテルはモーターホテルで、ラブホテルがあつてと……、これは、どういうふうに違いがあるのかをお教えいただけますか。

○横山生活安全部長 名前が、それぞれ業者、業態、モーテルと言っておったり、ラブホテルと言っておったりしているだけで、それぞれやっていることというか、営業の中身というのは一緒であります。

○松田委員 じゃ、それは業者のほうに登録というか、名乗るときの名前で分けてあるだけのことで内容は同じ、いわゆる同伴宿、連れ込み宿のようなものもここに当てはまると思ってよろしいわけですね。

○横山生活安全部長 秘匿性の部分が違うということの差があると、要するに、ラブホテ

ル……。

失礼しました。構造設備で区分があると、例えば、カーテンの仕切りがあるとか、細かなところの中身については、ちょっとまた改めて御説明させていただきたいと思っておりますけれども、構造設備上の基準がモーテルとラブホテルというのは区分があるということで、許可としては、4号営業で一くくりにしてありますけれども、構造設備が政令で定めてある基準が違うということでもあります。

○松田委員 質問した趣旨が、地域や規制地域ということだと思んですが、モーテル、ラブホテルで、全地域、ただし商業地域とニシタチあたりの一部の地域となっているんですが、私たちが県内散見いたしますと、松林の中ですかあるいは田んぼの真ん中、山の中にこういった施設があるもんですから、これが商業地域になっちゃちょっとじゃろかいというところで、ちょっと疑問に思っって質問をさせていただきました。これ、厳しく守られているとすれば、今、私が知っている地域、全然商業地域でないなと思う場所も、商業地域だから、それらの施設が営業ができていうふうに解釈してよろしいわけでしょうか。

○横山生活安全部長 商業地域ではラブホテルは営業できないということです。要するに、今営業しているのは、類似ラブホテルということで、届け出なしに営業されておるといものがありまして、これについては、今回の政令改正の中で、ラブホテルとしての規制の対象の網にかけようということで、そういう改正というか、見直し、例えば遮蔽をきちっと設けさせるとか、料金表示をさせるとか、そういう規制をかけるということにしまして、商業地域ではラブホテルとしてのものは営業できない。類似とい

うか、要するにまがいで一般的にやられておる。しかし、これが野放しと言うと語弊がありますがけれども、非常に規制の対象外ということでやられておるものですから、これは、しっかり規制をかけるようにしようということで、その基準を、こういうものを設けなさい、あるいは表示しなさいとかいうことで、ラブホテルを対象として規制するというので、その改正が今回行われておるといふことであります。

ですから、商業地域で営業されておるのは、要するに、正式なラブホテルではない。法に言うラブホテルではないといふことであります。

○中野委員 部長の答弁では、今、ラブホテル、商業地域を除く——商業地区はつくれないと言われたんですがね。それは逆じゃないんですか。そうしないと、1号のソーランド営業というところは、県内全域でつくっていいといふことにならなすか。ただし書きのところだけをつくっていいといふこと……。

○横山生活安全部長 要するに、法に定めたラブホテルというのは、商業地域でもいいと、要するに、規制がかかっておるので営業していいですよと、ですから、商業地域はいいけれども、商業地域はだめだ、いけませんと……。

○満行委員長 もう一回部長……。同じことをもう一回。

○横山生活安全部長 よろしいでしょうか。ここで言っている4号営業、モーテルとかラブホテルとかは規制の条件といふか、一定の基準がございます。それを満たす、法に定めたものは、これは規制しているところがだめですよと言っているわけで、県内全域だめですけど、ただし、商業地域においては、法が定めた基準に沿うものは営業していいですという規制の仕方になっております。〔「それならわかる」と呼ぶ者あり〕

○長友委員 そうすると、現在、山の中とか、いろんなところにいっぱいいろんなものがあります。ああいうものは、法で規制されているモーテルとかラブホテルという定義には当らない……。

○横山生活安全部長 ですから、これは正式な、正式なといふといけませんけれども、要するに、ここに法で定めた基準に合致しておるモーテルとかラブホテルではない、いわゆる類似ラブホテル、類似モーテルと言っております、これは要するに、脱法といふと語弊がありますがけれども、類似ラブホテルといふことで営業しているわけです。ですから、正式に法律で定めた基準に合致する業態、業種というモーテル、ラブホテルといふのは、商業地域でないといふ営業できませんよと、これは、なぜかといふと、要するに、例えば立ち入り権とか、基準、構造ですね、そういうものをきちっと満たしておるといふことを前提で、商業地域であれば営業できますと、ただし、法の規制がかかりますよといふこと、法の基準を満たしたものについては、商業地域についてのみ営業できますといふ考え方です。

○松田委員 今、部長がおっしゃった立ち入り権なんですけれども、県内に散見される類似施設には、警察は立ち入り権はないといふことになるのでしょうか。

○横山生活安全部長 基本的にはございません。ですから、例えば、食品衛生法とかあるいは建築基準法とか、そういう所管の行政がありますけれども、その部門と連携をとりながら、いろいろ情報交換といふようなことをやっておりますけれども、基本的に、この風俗営業適正化法での立ち入りとか、そういうことは、あくまでもこれは任意的に、例えばいろいろな目的があつて、任意協力を得るといふ意味合いでのこ

とはありますけれども、法律あるいは条例等での立ち入りはできません。

○松田委員 立ち入り権がないところで、ちょっと疑問というか、大変だなと思うのが、風俗雑誌でありますよね。あれを見ると宮崎県のどこどこに行けば出会いがあるとか、結構、いろいろな情報があります。その周辺のラブホテルにそのまま行くなんでことで、私たちが聞いている中では、高校生とか子供といった方々がそこに集って、お金を呈してというようなことも聞いてはいるんですよ。そういうときに温床となっているのが、今おっしゃった立ち入り権のない類似の施設であるとすれば、これはどんげなもんじゃろかいと思うんです。いかがでしょうか。

○横山生活安全部長 非常にそういうことで児童買春とか売春とか、あるいはそういう性的な犯罪の温床になっておるというようなことで、そういう類似ラブホテル等を規制の対象にしようということ、今度の政令の改正で、これは1月1日、今回のこの出会い系喫茶と同じ政令でありますけれども、改正をするということになっております。

中身というのは、要するに、風営法のラブホテル等の営業の範囲の拡大ということで、きちっとした料金表示とか、例えば玄関等の遮蔽とか、あるいは案内表示板とか自動精算機、フロントの遮蔽とか、要するに、そういうものを備えたものは規制の対象になりますと、ですから、法の対象になりますから、警察の立ち入りもできますよという、そういうものにするように、今回の政令改正で同時にやるということになったということでありまして。これは、ただし条例改正の中身には含まれず、政令で改正することでありまして、その条件・基準を政令で改正して対象にしたということでありまして。

○松田委員 最後、本部長に要望なんです、他県から本県に来られる観光客あるいはビジネス客の方に伺うと、宮崎県はラブホテルが多いと言うんですね。特に、本県の場合、10号線のみです。10号線沿線に割と派手な、いかにもという施設が露出していると、他県であったら最近はちゃんとおっしゃったように遮蔽をすとか、それなりに都市景観に合うような形で仕切りをしてあるんですが、宮崎県の場合、ぎんぎんぎらぎらが多いんじゃないかということ聞いております。今、お話を伺いましたら、警察の立ち入り権のない模擬といたしましたか、そういった施設だと聞いて、何となく納得ができたんですが、法の改正でそういったものも一挙に警察の管理下に入るんでしたらば、できるところまでクリーンな宮崎県のイメージに沿うような、そういった外見あるいは構造上のことも御指導いただけたらと思います。

○鶴見警察本部長 ただいま委員御指摘の点につきましては、先ほど生活安全部長も答弁をいたしておりますけれども、政令の改正等々所要の改正がなされるということでありまして、そういった観点で、できることをしっかりとやってまいりたいと考えておりますし、県外からお見えになった方のそういった実際の声があるということでありましたら、そういう感じでしたらとまた見てまいりたいと思います。所要の法令も多々あると思いますので、そこら辺もしっかりと踏まえながら、対応してまいりたいと考えております。

○宮原委員 5号営業のアダルトショップ営業というのは、今、県内あちこち見ると、畑の中の駐車スペースがあるようなところに、結構たくさん無店舗型の自動販売機がいっぱい並んでいるようなところがあるようなんですが、ああ

いったのもアダルトショップ営業という、これに引っかかってくるんですかね。

○横山生活安全部長 現在、県内でアダルトショップとしての営業は2店舗であります。これもいわゆるああいふ自動販売機的なものはアダルトショップ、要するに、法律の定義で言うアダルトショップには当たらないということで、この2店舗というのは、ちょっと手元に資料ございませんので、どことどこというのはわかりませんが、例えば、正式にこれは店舗型でありますので、店を構えてやっているものが風俗営業適正化法というアダルトショップ5号営業の規制の対象になるという話であります。

ですから、法の条件というのが一定の定義がありますけれども、それをかいくぐる形で営業されておるものも相当数あるというようなことで、先ほど御指摘がありました類似ラブホテルとかモーテルとか、そういうものもそういう営業の網の目をくぐった、条件をくぐったものでありまして、若干補足させていただきますと、規制の対象というのは届け出義務が生じますし、そうしますと、今回の改正で立ち入り検査ができますし、営業停止命令もできることとなります。あるいは営業の禁止区域、学校周辺とかそういうものも規制ができることとなりますし、年少者の立ち入らせ禁止、あるいは立ち入り禁止の表示をなさいますとか、そういうものでも児童買春関係の解消のための、要するに、取り締まりの対象としての規制の条項が今回の改正の中身の対象になると、ただし、これは既得権というのが、やはり何事でもございますので、来年の1月1日から1月31日までの間に届け出をすれば、先ほどの類似ラブホテルなんかは既得権を認められると、こういうことになっています。ただし、そういう規制条件をクリアするた

めの法の改正を今回、政令改正であわせて求めておるということであります。

先ほどの宮原委員のお尋ねから若干それましたけれども、2店舗だけということでもあります。

○宮原委員 今、詳しく説明いただきましたので、何も言うことはないんですが、実際は無店舗型が県内あちこちにあるわけですよ。大分前ですが、一般質問させていただいて、やっぱりPTAとか、いろんな地域の方からのかしてほしいということがあって、署名も集めたりいろいろやったんですけど、結果的にはなかなか動かないんですよ。撤去されないの、いろいろ話を聞くと、その土地を貸す人が、最初は何かジュース類の自動販売機を置くぐらいのことで置かしてくれということで土地を貸してくれと言われたと、ところが、実際ジュースじゃなくて、アダルト系のそういった無人型の店舗が置かれた。契約が入っているでしょうから、その間はなかなか動かせないんだというような話があったようで、県内あちこち見るといっぱいふえてきているので、当然、子供たちの通学路上にもあるんですよ。子供たちが普通にそこに入っていてもおかしくないという状況で、大人になれば当然興味があるのは当たり前でしょうけど、子供たちがそういう興味を早く持つてほしくないような状況のところにも、ごく普通に設置があるということですから、やはり条例あたりでそういうものがきちっと管理ができるのであれば、そういったものについても条例の改正をしたほうがいいのかというふうに思ったところでありますから……。

○横山生活安全部長 5号営業のアダルトショップというお尋ねでございましたので、そういうふうにお答えしたんですけれども、今の後段の御質問の中身は、自動販売機の有害図書

絡みの話になったと思うんですけども、これにつきましては、宮崎県の青少年育成条例の16条の3で、要するに、図書の自動販売機を設置する場合は、知事への届け出が必要であるというふうに規定されておまして、現在、自動販売機としての届け出数は、10月末現在で123台が届けられておると、かつ、その有害図書については、これも指定をされることになっておりますので、それを定期的に、その販売されている図書についての点検といいますか、視察といいますか、調査活動も県のほうでなされておるとことでありまして、そのアダルトショップとこの自動販売機というのはまた別でございます。自動販売機については、届ける義務があるということでもあります。

○松田委員 宮原委員から出ました自販機なんですけど、私が、こんなことを聞きました。今、宮原議員のところ、署名をしても、契約期間があるから撤去ができないということでしたが、私は、県内でなしに他県で聞いたのは、導入口はドリンク類の自動販売機ということで、できたら図書だった。ところが、それをやめてくれと地主が申し出たら、向こうの団体が、「契約書のここに書いてあるでしょう。」と、違約金がべらぼうに高かったということで、泣き寝入りということを何件か聞いておりますが、詐欺じゃなかろうかと思うんですけども、県内に123台の自販機があって、多くが撤去してほしいという要望もあるんじゃないかと思うんですけど、そういった理由で撤去しようにもできない事情もあるんじゃないかと思うんですね。その辺、何か生安部長、聞いていらっしゃいますか。

○横山生活安全部長 そのトラブルということについては、全く私、承知しておりませんが、自動販売機そのものについては、先ほど

申しましたけれども、届け出義務が科せられて、罰則も10万以下の罰金または科料ということでもありますけれども、それが要するに、貸し主との間でトラブルになっておるとか、あるいはその中身が、内容が違うじゃないかということでのトラブルということのようでもありますけれども、それについて、図書の自動販売機を設置する場合は届け出をしないと、それに違反したら罰則がありますということ、それとその内蔵されておる有害図書類については、自動販売機にそもそも収納できないということになっておまして、それについて、個別指定があって、それがはっきりしたときには撤去しないと、それに応じないときには20万以下の罰金とか、改善命令に従わなかったときには罰金があるというような規定があったり、その設置場所の地域というか、学校から200メートル以内はだめですよとか、そういう規制がありますけれども、届け出制ということでもありますので、最初の契約の中身が貸し主との間で違うじゃないかという話については、警察として、詐欺だ、どうだというような個別の中身で判断するしかなく、要するに、詐欺というのは、贓物あるいは騙取とか、そういうことになりますので、なかなか難しいんじゃないかというふうに思っております。

○満行委員長 議案第8号からちょっと外れているので、それだったら、もうちょっとその他のその他でやって……。

議案第8号に対して質疑は……。

なければ、その他の報告事項について質疑を求めます。

○萩原委員 振り込め詐欺の現状について、これ、宮崎県は、裏のほうに暴力団が絡んでおるとか、そういうことはないんですか。都会では

そういうのがあるみたいですが。

○柄本刑事部長 宮崎のほうでは、宮崎で発生している部分については、これは主犯が中央にいるというのがほとんどでありまして、そちらのほうは暴力団とつながっている部分もあります。ただ、県内の暴力団とはちょっとつながっておりません。

○萩原委員 これは余計なことですけど、今までの会話を聞いておると、取り締まるほうも一生懸命知恵を出す。取り締まられるほうも生き残りのために知恵を出す。未来永劫続くんだなと思いつつ、以上であります。

○松田委員 萩原委員の関連なんですけど、資料2の検挙状況のところ、県内でも件数25の検挙人員4とかというので、これは都会からかかって、県内ではそういう主犯はいないかと思つたら、県内でもこういった検挙される人物がいるということ、ちょっとびっくりいたしました。どういった方がかかわって、これで検挙をされているんでしょうか。

○柄本刑事部長 振り込め詐欺事件で15件の被疑者2名という部分の解説でよろしゅうございますか。

これは、こちらで被害が発生した場合に、まず、犯行ツール、銀行口座を凍結したり、さかのぼって、銀行口座を銀行から詐欺で詐取して騙取していた場合に、助長犯罪ということで、それを犯行ツールのほうでまず逮捕するんです。それを突き上げていきまして、中央のほうに上って行って、中央で被疑者を逮捕するというのがこういう形の2名という形で出てきています。ただ、これは本県だけが被害に遭っているわけじゃなくて、各県が被害が出ていまして、それで県同士で共同・合同捜査を組みましてやりますので、後で割り当てが、あんたのところは何

名です、何名ですというような割り当てが来ますので、それが統計としては出てくるということでもあります。

ただ、先ほど説明しましたように、義援金詐欺の部分は、これは全く本県だけの犯行でありますので、また、この被疑者につきましては、ほかにオークション詐欺とか、そういうのをやっていますので、またほかのほうにも伸びていく可能性があります。あと、助長犯罪につきましては、先ほど言いましたように、携帯電話をだまし取ったとか、それから通帳とカードを有償・無償で譲り渡したとか、そういう犯罪でありまして、それをどンドン突き上げて行って本犯まで上がると、その突き上がっていく段階で他県と競合してくるものですから、そこで共同捜査、合同捜査を組んで一緒に検討していくという対策をとっております。以上であります。

○松田委員 今年度の被害額1月から10月までで10件で1,988万円ということ伺いました。被害に遭われた方の心中を思うと大変なんですけれども、大体被害額個人個人で幾らぐらいから幾らぐらいまでに分類できるのか、もし資料があれば、お教えいただけますか。

○柄本刑事部長 ちょっと被害額が個別のものがないんですけれども、数万円程度から100万、200万のところまで上っていきます。

ちょっと今、資料が来ましたので御報告しますが、21年度中金額的に宮崎市とか県内で被害に遭っている方が約400万、300万、これ、オレオレ詐欺ですね。架空請求詐欺が150万、それから500万というのもあります。それから融資保証金詐欺につきましては、110万とかそれから特異なやつでやっぱり1,000万ぐらいのがございます。

○満行委員長 その他の報告事項……。最後に、その他で何かありませんか。

○長友委員 口蹄疫関連ですけれども、昨夜の報道で韓国でまた新たに発生をして、養豚業者のみならず、牛のほうにもまた出たということでございます。本県の口蹄疫に関しては、警察としても、本当に大変な御苦勞を願ったわけがありますけれども、早速、農政等を中心にしてはそういう会議が開かれておりますが、一番肝心なことは、水際対策ということだろうと思います。そして、万が一、そこが漏れたときにはこれは農家における防疫というか、そうなると思うんですけれども、そこで、県警は、直接その担当部署ではないんですけれども、そういう口蹄疫が発生した情報等に関して、何らかのそういう県警に対してもお話等があったのかどうか、あるいは県警内で前回の経験を踏まえて、何らかの話し合いがあったかどうか、それはどうでしょうか。

○中原警備部長 議員御指摘のように、昨日、韓国で発生したということにつきましては、報道で承知をしております。

知事部局からの緊急の会議というものも来ており、県警本部内の警備二課というところで、一応のマニュアルというのは、ことしの春のやつでできておりますので、それ等を取り出して、準備はしておりますけれども、特段、具体的に今の時点で動いておるということはございません。

○長友委員 余り過大な心配というのはいけないのかもしれませんが、やはりこの問題というのは、韓国も4月で終わって、清浄国に9月に復帰したばかりだったけど、またこういうことになってしまったわけですね。今、我が国も清浄国復帰に向けて進んでいこうとして

いるわけでしょうけど、もう一回ということになりますと、本当に本県の畜産というのは大変なことになるという状況もございますので、直接の所管ではないんですけれども、知事を中心とした会議の場とかさまざまなことがありましたら、また御発言の機会がありましたら、ぜひ、この水際対策の強化ということに関しても一言発言をお願いをしておきたいという気がするものですから、発言をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鶴見警察本部長 ただいまの件につきましては、私ども、今回の口蹄疫対応で相当のノウハウと申しますか、県に対する協力の仕方につきましてはノウハウを持っておりますし、今回の報道につきましても、やはり県警職員全員が心配、懸念をしておるところでございます。事があればしっかりと対応できるように、心の準備はしておるつもりでございますし、今、委員、御指摘にありましたように、また、そういった具体的な状況が出てまいりましたら、県警といたしまして、発言すべきこと、助言すべきことにつきましては、しっかりと県のほうに伝えていきたいと思っております。

○松田委員 3点お伺ひします。

今、長友議員から出ました防災・防疫なんですけど、私たちの委員会先月、静岡県警を視察をいたしまして、静岡県の場合、中南海地震を初めトリプル地震が来るであろうという仮定のもとに、大変、大規模な防災対策がしかれておりました。特に、東名高速道路、国道1号線の封鎖とか、政府の判断を仰がずとも、いち早く、警察独自に動けるような、大変力強いシステムができていたんですが、宮崎県は、そういった災害対策はどうなっているのかが1点。

2点目、拾得物がどんなふう流れていくの

か。例えば、保管期間が過ぎたものがどういふふうで処理されているのかというのが2点目。

3点目が、よく町で聞くのが高齢者の運転が危ないねと、特に、年末を迎えてウインカーを右に出した人が左に曲がってきたりとか、そういったこともよく散見されるんですが、高齢者の免許証の自主返納の現状と、その効果があらわれているのかなと思ひまして、この3点を伺いたいと思ひます。

○中原警備部長 まず1点目の、地震が発生した場合の警察としての初動措置ということでございますのでお答えをさせていただきます。

端的に申し上げまして、警察がとるべき措置は2点でございます、1点は情報収集でございます。もう一つが救助、それから災害復旧ということでございます。これは情報収集につきましては、県警のヘリ等も含めまして、陸も空もということで、各種情報収集をしていきたいと考えております。

それと、救助につきましては、避難誘導も含めまして救助活動を当然実施するというようになります。地震が発生しますと、本県の場合は津波ということが関連して懸念されるわけですけれども、津波の警報を伝達する訓練等もやっておりますし、市町村が行いますそういう伝達訓練にも警察として参加をしております。実際の地震になると、緊急路の確保という、議員が御指摘になった問題も出てくると思うんですけども、具体的には、どの道路をどうやって確保するかという細部については決めておりませんが、当然、幹線道につきましては、不要不急の車両は停止をさせて、回避させて救難活動に従事する車両を優先的に通すというような措置は、当然警察としては行っていきたいと考えております。以上でございます。

○日高会計課長 2点目の拾得の関係について御説明をいたします。拾得の届け出がありましたら、駐在所、交番、それから警察署のほうで受理をしておりますが、受理をしますと、その物件の公告等を行います。それと保管につきましては3カ月保管をいたします。その3カ月の間に遺失者が出てくれば遺失者のほうに返還をするということになります。そして、拾得の方が「私は要らない」ということであれば、それと遺失者がこの3カ月の間に出てこなければ県のほうに帰属するというようになります。それから、拾得者が「私は、この物件が要ります」ということであれば、3カ月過ぎて、その後2カ月間、この間に拾得の方が引き取りに見えたと、この引き取りも拾得者のほうが来られなければ、県のほうに帰属する、そうすると、県のほうでは、帰属した物件につきましては、現金はそのまま歳入になりますが、物については、売却できる物は売却をする、それから、売却してもお金にならないとか、そういうものであれば、もう廃棄処分ということに手続上の流れはなります。以上であります。

○椎葉交通部長 高齢者の免許証の返納の関係であります、現在、ことしの10月末で返納した人は775名であります。昨年が1年間で1,013名ということで、平成20年以降、大体1,000名前後の方が返納しているというのが実態であります。

その返納に基づく効果でありますけれども、この事故件数を見る限り、むしろふえております。当然、高齢者の免許保有者数というのもここ軒並みふえているわけでありまして、それをどう判断するかというのは別問題ですが、このメリット制ができて返納者がふえたために、如実に高齢者の事故が減少しているということはありません。

○松田委員 それぞれありがとうございました。

では、2点質問させていただきます。まず、防災の初動措置なんですけど、当然、何か起こった場合には、対策本部を設置して、県知事とかトップになるんでしょうけども、そのとき、警察本部長の権限というのは、どの辺まで発揮できるんだろうか。トップの意思表示が一番大事だろうと思うんですが、一番現場のことがおわかりになるのが警察かと思うんですが、本部長は、宮崎県の場合、どの辺まで権限をお持ちになって、そういうときに行動とれるのかをお教えいただきたいと思います。

○中原警備部長 ちょっと資料を出しますまでに概略的なこととお話をさせていただきますと、当然、「災害対策本部」というのは知事をトップとしてできることになっております。当然、警察本部長もその指揮の一員として加わるわけですが、当然、県警の警察官の指揮というのは、本部長、すべて持っておりますので指揮ができます。ただし、県が行う災害対策本部の中に入った場合に、知事との関係でございますけれども、知事には当然、助言等は警察本部長としてできるわけでありまして、知事を越しての権限という話につきましては、ちょっと今のところ調べますので、待っていただきたいと思います。基本的には、知事がすべてトップの権限を持っておられるというふうに認識しております。

○松田委員 わかりました。そういう流れだということですね。

2点目がその拾得物で、県の歳入に入った現金がさて、どれくらい過去あったのか、これをお教えいただきたいと思います。

○日高会計課長 資料として昨年21年中だけなんですけれども、よろしいでしょうか。

参考までに県に帰属した額ですけれども、全体をいいますと、約9,800万の現金拾得があります。それから都道府県にそのうち帰属したのが約1,000万、*約40%ですか、これになっております。以上です。

○宮原委員 済みません。1つだけ、新聞上で気になったことがあったので、ちょっと話をさせていただきますが、携帯で今、ゲームができるとテレビでもしょっちゅう宣伝していますよね。要は、無料と言いながら、釣りのゲームであれば、より魚が釣れるようにするためには、釣りざおをかえればいい、えさをかえればいいというのが何か特別に、また料金が加算されるというような話を聞いているんですけど、ある方が、親戚の集まりのときに、子供に貸したら、要は、そのゲームをしたということになっているんですよ。その後、十数万の請求が来たということが新聞に載っていたんですよ。それが1回かなと思ったら、子供に貸したのはたった1回だったんですけど、その後、何か月間かその十何万の請求が来て、一体この状況はいつまで続くんだろうというようなことが新聞の声の欄に載っていたんですよ。だから、実際こういうような相談というのも警察の方には来ているんでしょうかね。1件だけではないというふうに思うんですけど、そういうような相談というのが警察のほうにもどっかにか来ているものかなというのを、なければいいかまいませんが。

○横山生活安全部長 警察安全相談、年間1万6,000件程度、県民の皆さんから寄せられておりますけれども、その中には、その類の相談というのも相当数あるというふうに、いろいろな報告で聞いております。その際に、その個々の案件について具体的に把握する必要があります

※16ページ左段に訂正発言あり

ので、それに応じてアドバイスするなり、あるいは関係機関なりを、あるいは弁護士さんを紹介するとかありますけれども、今、先生がおっしゃったのは、多分、架空請求の振り込め詐欺に該当するんじゃないかと、こういうふうに思われます。多分、そういう相談を受けておれば、そういう指導をして、相手方の追跡捜査の手がかりをお聞きして、いろんな捜査に、ほかの関連情報も含めて捜査対象とすることもあっておるんじゃないかと思っています。その手のやつについては、刑事部長から話がありましたけど、犯罪ツールということで、携帯電話とか相手方の連絡先とか、振込先とか、そういうものを通じて追跡捜査をするような、いわゆる管理システムというのが整っておりますので、これは宮崎の、例えば、私だけじゃなくて北海道のだれさんとか、そういうものが関連して、事件性があるかなしかということも含めて、捜査対象とすることもあり得るということで、相談はあつておると思っています。以上であります。

○日高会計課長 拾得で県に帰属する現金は約1,000万と言いましたが、1年間の現金拾得は9,800万ですから、1割ですね、10%ぐらい県の方に帰属するというので、訂正をお願いいたします。以上です。

○満行委員長 以上で警察本部を終了します。執行部の皆さん、お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午前11時8分休憩

午前11時14分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、教育長並びに関係課長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて

終了した後にお願いいたします。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしくをお願いいたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をお開きいただき、左側の目次をごらんください。今回、御審議をいただきます議案は、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）」、並びに議案第6号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」の2件であります。

また、その他の報告事項といたしまして、「第二次宮崎県教育振興基本計画の策定状況について」など、3件を説明させていただきます。

私のほうからは以上であります。引き続き、関係課室長から説明させますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○福永財務福利課長 財務福利課関係について、御説明申し上げます。

平成22年11月定例県議会提出議案（議案第1号～第13号）の資料の4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正についてでございます。そのページの一番下の事業「教育費」、「高等学校費」、事業名「高鍋農業高校酪農実習施設リニューアル事業」につきまして、9,842万5,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

これは、口蹄疫が発生いたしましたことによりまして、高鍋農業高校の酪農実習施設改築工事に着手することができなかつたため、工期が不足することになったものでございます。なお、完成予定は、平成23年6月30日としております。財務福利課関係は以上でございます。

○武富特別支援教育室長 続きまして、特別支援教育室関係でございます。今、見ていただい

ております議案書の29ページをお開きください。横に回していただきまして、議案第6号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明させていただきます。

本議案は、平成21年3月に策定いたしました「宮崎県特別支援学校総合整備計画」に基づき、地域就学を推進するために、高等部未設置校であります県立都城きりしま支援学校小林校の高等部を県立小林高等学校の敷地内に新たに設置することに伴い、これを教育関係の公の施設として条例に追加するためのものであります。

改正の内容であります。表の右側の改正後の枠の中、下のほうに下線を引いて記載してありますように、別表第1の区分及び名称の欄の「同 小林校中学部」の次に、「小林校高等部」を加え、また、その右側、位置の欄に、所在地である「真方124番地」を加えるものであります。

施行期日は、平成23年4月1日であります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○吉村政策企画監 お手元の文教警察企業常任委員会資料の1ページをお願いいたします。「第二次宮崎県教育振興基本計画」の策定状況につきまして御報告いたします。

まず、本計画の策定の趣旨についてですが、1にありますように、宮崎県総合計画の策定に伴いまして、その分野別施策「人づくり」の部門別計画として、本計画を策定するものでございます。

策定に当りましては、中ほどの左側の図にありますように、現行の「宮崎県教育振興基本計画」は、学校教育を中心とします「宮崎の教育創造プラン」を初めとし、その下に書いてありますように、4つの基本計画をもって、「宮崎県教育振興基本計画」としてありますが、それを

右側の図にありますように、この4つの基本計画を1つに統合し、新たに「第二次宮崎県教育振興基本計画」として策定作業を進めております。

この計画は、2にありますように、宮崎県総合計画の部門別計画とするとともに、教育基本法第17条第2項に規定される計画として位置づけるものです。

また、3にありますように、計画の期間は、平成23年度から32年度までの10年間とし、必要に応じ見直してまいります。

これまでの経緯等につきましては、4にありますように、本年1月には教育に関する県民の意識や実態等を把握するため、児童生徒・保護者・教職員・一般県民約5,000名を対象に、宮崎の教育に関する調査を実施し、4月からは、教育委員会内に第二次宮崎県教育振興基本計画庁内策定委員会を設けたほか、県民の皆様方から幅広い御意見をいただくため、有識者や企業関係者、保護者、大学生等から構成されます第二次宮崎県教育振興基本計画策定懇話会の開催や、今後の本県を担う世代であります高校生や青年等を対象とした教育ミーティング等を実施しながら、現在、策定作業を進めております。

なお、来年2月には、施策の内容や主な取り組み等につきまして、素案として御報告し、パブリックコメント実施後、6月には県議会に上程させていただきたいと考えております。

次に、内容等についてですが、次のページ2ページの「本計画の全体像（案）」を使って、概要となりますけれども説明いたします。

今後一層の人口減少や少子高齢化、国際化、高度情報化等の大きな変化が予測されることを考えますと、これからの本県を支えるのは人であり、そのための「人づくり」は、極めて重要

であることから、中ほどより少し上の太枠・網掛けにありますように、基本目標として「未来を切り拓く、心豊かでたくましい宮崎の人づくり」を掲げ、県民の皆様方の御意見や本県教育の課題等も踏まえ、その下の丸にありますように、「夢や希望を抱き、生涯にわたって、自己実現を目指す人の育成」、「グローバルな視野を持って活動する人の育成」、「ふるさとを愛し、地域や社会の発展に主体的に参画する人の育成」に取り組むことが必要であるととらえました。

そこで、その具現化を図るため、下にございますように、「県民総ぐるみによる教育の推進」を初めとする5つの「施策の目標」を位置づけるとともに、各施策の目標ごとに、その下の①②のように、全部で22の施策を位置づけたところでございます。

まず、「施策の目標1」ですが、これは、社会全体で子どもをはぐくむという観点から、3つの施策を位置づけております。中でも、先ほど申し上げました1月に実施いたしました宮崎の教育に関する調査や策定懇話会等におきまして、家庭の教育力の低下に対する懸念が多く出されたことなども踏まえまして、例えば、③の家庭や地域の教育力の向上におきましては、親の教育はもちろんですが、中学生や高校生、青年等、将来、親となる世代を対象に、子育てのすばらしさや親としての責任、家庭の意義等について、しっかりと理解させるために、将来の親世代を育成する教育の推進に取り組むことなどを検討しているところでございます。

また、「施策の目標2」では、子供たち一人一人に、生きる基盤をはぐくむ場としての学校教育の充実という観点から、①②のように、就学前教育の充実や、確かな学力をはぐくむ教育の推進等、7つの施策を位置づけております。特

に、今後一層の国際化・高度情報化の社会におきましても、子供たちが適切、かつ積極的に、それらに対応できるよう、一番下ですが、⑦として国際化や技術革新等の進展の中で通用する力をはぐくむ教育の推進を位置づけ、豊かな国際感覚の醸成やコミュニケーション能力、ICT活用能力の向上、あるいは産・学・官が連携を図った技術者、科学者育成の推進などについて、現在検討しているところでございます。

また、人口減少や雇用情勢等、社会的にも経済的にもますます厳しい時代を迎えるからこそ、生きること・働くことの意義や目的をしっかりと持ち、一人の社会人・職業人として、本県の社会や産業の発展に積極的に貢献する人材の育成は重要であると考え、「施策の目標3」として、「自立した社会人・職業人育む教育の推進」を位置づけております。①では、ふるさとへの愛着や誇りをはぐくむために、例えばですが、総合的な学習の時間等で行われますふるさと学習の充実や、地域に伝わります有形・無形の文化財の保護や継承を図るとともに、それらを積極的に活用する環境づくりを推進していくことなど、また、②では、地域の課題解決等に取り組む意識や態度をはぐくむために、例えば、地域の活性化等に取り組んでいるNPOですとか企業、あるいは公民館等と連携した学習活動の充実や、地域で行われておりますさまざまな地域行事、子供会活動、公民館活動等への積極的参加を促進することなど、また、③では、子供たちが、将来、社会的にも、職業的にも自立できるよう、小・中・高等学校の12年間を通して、望ましい勤労観や職業観をはぐくむキャリア教育の推進や、産業界等と連携・協働しながら、本県の基幹産業であります農林水産業や物づくり産業を担う人材育成の推進などを検討してい

るところでございます。

次に、「施策の目標4」は、子供たちや県民に、よりよい教育環境を提供するという観点から、①の教職員の資質向上を初め、ソフト・ハードの両面から、体制や環境を整備・充実するため、*7つの施策を位置づけております。

最後に、「施策の目標5」ですが、これは、県民一人一人が、いつでも、どこでも学び続けられる社会づくりという観点から、生涯学習の推進、スポーツの振興、文化の振興の3つの施策を位置づけており、例えば、①の生涯学習の推進では、公民館講座への参加等を通して、個人としての教養や趣味等の一層の向上を図るとともに、その学びを地域や社会に還元できるようなシステムづくりの推進など、②のスポーツの振興では、県民総参加型のスポーツの振興や競技スポーツの推進などを検討しているところでございます。なお、計画の構成(案)につきましては、3～4ページのとおりでございます。

以上、文言の表現等も含めまして、まだまだ、検討段階中のものがございますので、委員の皆様方から御意見等をいただき、今後の策定を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○児玉学校政策課長 資料の5ページをごらんいただきたいと思っております。県立高校生の就職状況について御説明いたします。

1の表は、平成23年3月県立高等学校卒業予定者の10月末現在の就職内定状況をまとめたものであります。左側の列に平成22年度(今年度)、右側の列に平成21年度(昨年度)の状況を示しております。卒業予定者は7,923人、そのうち、県内就職希望が1,311人、県外就職希望が1,136人で、就職希望者は2,447人となっております。この2,447人は、卒業予定者7,923人の約31%と

なります。また、県内希望者の1,311人は、就職希望者に対して53.6%、県外就職者の1,136人は、就職希望者の46.4%に相当いたします。

中段の就職内定者数をごらんください。県内656人、県外749人、合わせて1,405人となっておりますが、これを内定別で見ますと、下の欄にありますように、県内が50.0%、県外が65.9%、全体の内定率は57.4%でありました。その右側3列目にありますように、前年同月の全体就職内定率が56.6%でありましたので、昨年度と比較したときに、0.8ポイント増加しております。しかし、この表にはありませんが、一昨年度の平成20年度の内定率はこの時期全体が66.8%でしたので、9.4ポイント減と、一昨年度同月と比較しますと厳しい状況となっております。

下の2の表をごらんください。平成21年度と平成20年度の高校卒業者の卒業後6月末での決定状況であります。平成21年度卒業生は、22年6月末までに96.2%までになっており、その右側の平成20年度卒業生も96.9%までとなっておりますので、これからの求人数の伸びがどの程度あるのかが不透明な状況にありますが、今後とも関係機関と連携をとりながら、一昨年以上を目指して、高校生の求人確保や求人枠拡大を企業等に要請してまいります。以上であります。

○川崎スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。資料の6ページをお開きください。第65回国民体育大会の結果についてであります。説明に入ります前に、お礼を申し上げます。中村議長と満行委員長には、大変お忙しい中、結団壮行式にお越しいただきまして、本県選手団への激励をいただきました。まことにありがとうございました。

それでは、説明に入らせていただきます。今

※20ページ右段に訂正発言あり

大会「ゆめ半島千葉国体」は、9月10日の水泳競技から始まり、10月5日の閉会式をもちまして全日程を終了いたしました。中ほどの1の「総合成績」に示しておりますように、本県の男女総合成績であります天皇杯得点は、昨年度より97点多い729.5点となり、天皇杯順位は41位となりました。

2の成績の推移では、平成13年度からの天皇杯順位及び競技得点を示しておりますが、表の一番右になります今大会の競技得点は、参加点である400点を除きますと、329.5点でありました。その内訳を3の成年少年・男女別競技得点の表に示しております。競技得点を種別ごとに昨年と比較いたしますと、成年男子が177.5点と117点増加した一方、少年男子が83点と27.5点の減少となりました。また、合計欄の下の段にありますように、成年種別が186.5点と118.5点増加した一方、少年種別が143点と21.5点の減少となり、例年と違いまして、成年の健闘が目立ちました。

次のページをごらんください。4の競技種目別には、入賞競技を団体競技と個人競技に分けて示しております。(1)の団体競技では、ソフトボール成年男子や、ソフトテニス成年男子、銃剣道成年男子など、5競技5種別での入賞があり、競技得点は、昨年度より18.5点増の91.5点となりました。(2)の個人競技では、水泳成年男子400メートル自由形の松田選手、カヌー少年男子カヤックシングル500メートルの奥松選手、同じくカヌー少年女子カヤックフォア500メートルの外山、尾崎、鶴田、島津選手の優勝を初め、10競技40種目で入賞がありました。下の表にありますように、競技得点は、昨年度より78.5点増の238点となりました。

今大会は、口蹄疫発生の影響を受け、対外試

合の自粛や練習会場の利用制限など、例年になく厳しい環境の中でありまして、監督・選手の皆さんには、「がんばろう宮崎」を合言葉に、「チームみやざき」として心を一つにし、魂の戦いを展開していただきました。また、今年度は、千葉地区宮崎県人会や在京宮崎県人会の方々の熱心な応援をいただき、本県選手団にとって心強いものがありました。

今回の結果を真摯に受けとめまして、県体育協会や関係競技団体等と密接に連携を図り、全力で今後の競技力の向上を進めてまいり所存でありますので、今後とも、御支援をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○吉村政策企画監 先ほど第二次宮崎県教育振興基本計画の策定状況の報告の中で、一部間違っ御報告をいたしましたので、訂正をさせていただきますと思います。

「施策の目標4」の施策数を7つと申し上げましたが、申しわけございません。6つの誤りでございます。申しわけありませんでした。

○満行委員長 執行部の説明が終了しましたが、まず、議案第1号並びに議案第6号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 ありませんね。

次に、その他の報告事項について質疑を求めます。「第二次宮崎県教育振興基本計画の策定状況」、「県立高校生の就職状況等について」、「第65回国民体育大会の結果について」質疑を求めます。

○松田委員 資料5ページ、高校生の就職状況の欄から1点質問させていただきます。大変就職、厳しい中で、企業のほうには即戦力が欲しいという中で、新卒高校生を雇用いただく企業、本当にありがたいことだと思っております。特

に、教育長を初め次長、また課長みずからが企業訪問をされたということで、その影響も大きかったのではなかろうかと思うんですが、これは、あえて次長に聞きましょうか。いかがだったでしょうか。こういう厳しい中において、各企業を汗かきながら回られたと思うんですけれども、皆さん方、県の教育委員会のトップが回られたその効果はあったのか。

それから、それぞれのニーズ等々企業から聞いていらっしゃると思うんですが、その辺、総括してお伺いいただけたらと思います。

○米原総括次長 お尋ねの件でございますが、私、10社ほど回らせていただきました。その中で、昨年数名程度採るっていただいたところが、来年は、ちょっとここまではできないと、あるいは今まで毎年コンスタントに採用していただいた企業の中で、来年は厳しいんだという、やはり何というんですか、非常に企業の厳しい状況をお聞かせをいただいたところでございます。

それと、採用された高校生が、企業の中でどのように頑張っていますかと、あるいは私どもの県立学校の学校教育についての御要望等ありませんかということで、あわせてお尋ねをしましたところ、共通してあったのが、コミュニケーション能力といいますか、やはり企業等に入りますと、世代も非常に広がってまいりますので、そういった幅広い世代の人たちとのコミュニケーション能力とか、それから、もう一つは、何というんでしょうかね。忍耐力というんでしょうか、同じような仕事を続けていく上での、そういうところを耐えていく力、こういったものはぜひいただきたいと、そういう御要望等をいただいたところでございます。

先ほど申し上げましたように、非常に厳しいところもございましたので、何とか1人でも2

人でも採用していただけませんか、あるいはこれからまた、学校等からも参らせていただきますので、今後の検討をよろしくお願ひしますといったような形で申し上げまして、それについては、まだ引き続き御検討いただくとおっしゃっていただいたところもございます。以上のような状況でございます。

○長友委員 それでは、第二次宮崎県教育振興基本計画についてお尋ねしたいと思います。

来年の6月の県議会への上程に向けて着々と今、進んでいるわけでありますけれども、宮崎県を取り巻くさまざまな社会情勢と申しますか、そういう中から今回の一般質問でも教職員の資質向上の部分と自立した社会人・職業人をはぐくむ教育の推進、この2点について、その一部に質問をさせていただいたわけでありますけれども、非常に条件不利地域の宮崎県、1つは、人情の豊かさとか、あるいは風土の自然等のよさとか、さまざまいい面も持っているわけでありますけれども、一方では、産業にとりましては条件不利地域と申しますか、そういう中に本県があるわけですが、これは総体的に相当な底上げをやらないと、本県の飛躍的な浮上というのはなかなか考えられないと思うんですね。

だから、教育というのが、いかに人づくりというのが重大なことかということをお私は今考えているところでありますけれども、したがって、まず、教職員には本当に資質の底上げをお願いしたいというのが一般質問での一つのお話でございました。

それで、具体的にちょっとお聞きしますけど、自立した社会人・職業人をはぐくむ教育の推進というところでキャリア教育の推進というのをございますけれども、例えば、具体的な一つのイメージでも結構ですけれども、どういう感じ

でそういうキャリア教育を進めていかれるのか、まず、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○吉村政策企画監 キャリア教育の推進ということでございますけれども、例えば、インターシップ等につきましては、産業系の高等学校で盛んに今、ほとんどの学校で行われているところなんですけれども、これが小学校、中学校、高等学校と通して望ましい勤労観ですとか職業観をはぐくむという意味でのキャリア教育を推進していくと、そういう12年間を通した指導計画等の作成をすることがまず必要ではないのかなというふうなことを思っております。

それから、先ほども少し申し上げましたけれども、やはり基幹産業である農林水産業の担い手、あるいは物づくり産業の担い手をつくるというような観点から、これまで以上に産業界等との連携を図りながら、そういう学習機会の充実・提供ということにつきましても進めていかなければならないと思っているところでございます。

○長友委員 そこでもう一点ですね。こういうのを入れていかどうかわかりませんが、その中に、今から大事になってくるのは、いい物つくったりとか、そういうのはあるんですけれども、宮崎県に欠けているのは、マネジメントの能力というか、これを本当に持った人間というのを農業の分野であれ、漁業の分野であれ、つくっていかなくちゃいけないと思いますので、そこらあたりの養成を、どういう形でそれを教育に入れられるかわかりませんが、そういう感覚を持った教育というのも一つは大事じゃないかと思うんで、そのあたりもちょっと研究していただければありがたいかなと思いますけれども。

○満行委員長 要望でいいですか。

○長友委員 そうですね、何かこれについて、教育長等、お考えがあれば……。

○渡辺教育長 委員のおっしゃるマネジメント能力というのは、具体的にイメージできないんですけれども、経営感覚というか、そういう視点でよろしいでしょうか。

私は、初めから、皆さん、我々も含めてそんなんですけど、すべてが経営能力が備わっているわけではなくて、これは学習を通じて鍛えられていくんだと思います。あるいは社会人として仕事をする中で鍛えられていく部分が非常に大きいと思います。そういう意味で、私どもが一番今考えていますのは、特に、今の子供たち、見てみますと、ある種豊かな時代を迎えて、自立心というんでしょうか、そういうところが弱くなっているのかなという気がしています。そういう広い意味も含めて、セルフマネジメントも含めて、鍛えていかなきゃいけないという部分と、それからもう一つは、これは特に、農業について私は思うんですけれども、生産現場と食卓とが非常に遠くなっているという感覚を持っています。

ですから、そういった形で、実社会とのかかわりを持たせることによって、社会事象に対する興味、関心というか、そういったことを喚起していくような、実社会とのつながりを大事にした教育というのは、文字どおりキャリア教育ということになると思うんですが、そういう学習実践を通じて、子供たちに、みずからマネジメントしていく能力というか、それが広い意味では将来的にも世の中に貢献する力を育てることになるんじゃないかなというふうに思っていますので、現段階では、私自身としては、そういったことに力を入れていきたいなという希望を持っています。以上です。

○長友委員 ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。これはスポーツに秀でるにしろ、あるいは文化面に秀でるにしろ、いずれにしても、全国相手に伍して戦えるような、そういうふうな力もつけていかなくちやいけないと思ひましてですね。それも一種のマネジメントになるかもしれないけれども、本当にもっともっと全国、雪国とかで厳しい県もあつて、その県のどういう気質といひますか、根性といひますかね、それで勉学にいそしんできたかとか、そういう先例もあろうかと思ひますので、宮崎県、何とか食といふことに関してはつないでこれたかもしれないけれども、それプラスもう一つ必要なものがあろうかと思ひますので、よろしくお願ひしたいといふふうに思ひます。それぐらいでいいでしょうかね。

だから、この計画をつくるに当たっては、本当に宮崎県を大改革するぐらいの、その教育像をつくるんだといふぐらいの思ひで、今回は取り組んでいただきたいといふことを御要望しておきたいと思ひます。

○萩原委員 教育長、総合計画の中で、「未来を切り拓く、心豊かでたくましい宮崎の人づくり」、たくましい心、たくましい体をつくるのを、具体的にどんなことを想定されていらっしゃるのかなと思ひて……。私は、いつも切磋琢磨といふことを言うんですけども、とみに運動会なんかでよく問題になっております「みんな仲よく走ろう」といふようなところがあつて、今のプロ野球でも、プロゴルファーでもほとんど韓国人がトップ、モンゴル人がトップに君臨しております。今の学校の教師の皆さんも豊かな社会で育った先生が多いんだと思ひますよ。昔の私どもの古い時代は、芋の子を洗うといふことだったんですけども、そういう環

境で育った先生が少ない中で、たくましい体、たくましい心、そして切り開く精神力といふのを、どういふ方法で学校現場で子供たちを教育していくのか、そこが私は一番大事なところじゃないかと思ひます。いかがなものでしょうか。

○渡辺教育長 非常に難しい御質問なんですけれども、先ほど長友委員の質問にお答えしましたように、今、これは私どもといふか、私自身の経験も踏まえてのことなんですけれども、我々の幼少時代、あるいは小学校時代、中学校時代を振り返ってみますと、たくましさがあつたなと思ひています。今、お話にありましたように、芋の子を洗われるようなうような状況のもとで、もまれながら育ってきたのかなといふふうに思ひています。現在、少子化といふ時代の中で、子供たち一人一人が大事にされているといふのでしょうか、そういう傾向があるんじゃないかなと思ひます。

そういう中で、昔型の教育に戻すといふことは絶対数が少なくなつていふのでできませんけれども、どうやって、どういふ手段方法を講じて、そういう自立した、たくましい子供たちを育てていくかと、そういう視点が一番大事なことかなと思ひています。そういう意味では、これは親の教育にもつながってくるんですけども、今の子供たちからそういう自立心といふか、自分で生き抜く力を育てていくような取り組みといふのが必要だと思ひますね。

今、私どもが一生懸命取り組もうとしていふのが、子供だけでつくる弁当の日の取り組みといふのがあります。これは、要するに、親が一切手伝いをしないで、子供だけで献立を考えて、自分で買い出しあるいは家庭菜園でもいいんですけども、そういったところから野菜等とってきて、それをみずから調理をして、味つ

けをして弁当箱に詰めていただくと、これはまさしく生きる力のすべてが入っていると思っています。知徳体の上にみずから考えて、判断して、表現する力、これが一番、今、必要とされている力じゃないかなと思います。そういうふうな具体的で実践的な取り組みを積み重ねていくことが私は大事ではないかなと思っています。いろんな考え方はあろうかと思いますが、それも一つの有効な方策ではないかなということで、今、真剣に取り組んでいるところでございます。以上です。

○萩原委員 これは難しい話なんですけどね。私も含めてですけども、人間が生きていく上のささやかな哲学、ささやかな宗教心、そういうものもやっぱり学校現場で、もうちょっと具体的にやっていく必要があるんじゃないかなと思うんですね。というのは、この前、美郷町の病院、西郷病院の金丸先生、この先生もおっしゃったんですけども、今、ドクターが非常に偏在しておりますよね。2年間の研修があるわけですけども、結局、ドクターとしての使命感といいますか、人間としてこうあるべきだということにちょっと欠けてきておるんじゃないかなと、非常に卑近な言い方かもしれないけれども、例えば、2年間は徴兵制みたいな格好で、2年間はいわゆる過疎地域に全部、例えば2年のうちの1年は過疎地域に全部ドクターを回すと、そして、総合医みたいなドクターをつくっていくと、そういう方法でもとらない限り、ドクターの偏在は、みんな自分中心の人とは言わんけれども、いわゆるそもそもこの職業についたもともとは何なのかと、自分個人が豊かな生活を送るためにドクターを選んでいったのか、地域社会に少しでも役立とうと思ってドクターを選んだのか、その辺の哲学に欠けるん

じゃないかなと、それをやっぱり出ております家庭教育の充実とかありますけれども、何たって豊かな世界で育ったお父さん、お母さんですから、前も一回言ったことがありますけれども、体だけは大人になって、精神的には大人になり切っていないPTAが——PTAと言ったらいかなかな、そういう親が非常に多過ぎるということ、あるとき、校長が私にも話したことがありますけれども、そういう面も含めて、もう少し人間、かく生きるべしというようなところの、たくましい心、たくましい体というのは、そういうことも含めて、先生たちが一緒にやっつかないかなのじゃないかなと、私は、子供が不幸な人生を送ろうと思えば、甘やかしなさいと、みんな仲良くを一生懸命進めなさい、それが子供の不幸を招くんですよ。やっぱり子どもの幸せを思えば、叱咤激励して競い合わせて、本当のたくましい心、たくましい体をつくっていかないと、孫子の時代はその子供たちの不幸につながる、私はいつもそう思うんです。

最近、学校の先生方が学校現場が余り忙し過ぎる、何だかんだ出す書類も多過ぎる。放課後でも子供たちと交わる機会が非常に少なくなってきた。今の世の中の流れなのか、それがいい流れだったらいいけれども、余りいい流れじゃないんじゃないかなと、前は、学校が例えば地域のコミュニケーションの場であったり、運動会なんていったら、一つの地域のお祭りだったんですよ。今は、やれ、たばこを吸うな、酒を飲むなと非常に苦しい世の中にあんまりなり過ぎておるんじゃないかなと思うんですよ。

それと、ついでに言いますけど、これも今の学校現場からいうとなじまないんでしょうけれども、学校の試験のたんびに大体ベスト50ぐらい名前を張り出されておったもんですよ。そう

いうのがあるからたくましくなってくるんですよ。あれは数学びんだと、あれは頭はあんまりよくないけど、絵を書かせたらナンバーワンじゃどと、この男は運動会になるといつも全部賞品をかつさらうと、そういうような、お互いが痛みを感じたり、そういう悔しさを感じたりするような現場に何でできないんだろうかなと、僕は、いつも思うんですけどね。「いや、それは古いからですよ」と、教育なんていうのは古いも新しいもないんですよ。二千何年前の論語が今の世の中でも通用するわけですから。そういうことを教育現場で——これは文科省の言うとおりにしなきゃいけないのか、県の教育委員会で基本方針をぱっと出せるのか、そういうところをひとつ真剣に考えてほしいなど、もう行く末が、私どももあと十年生きるかわからんから、そういうことを思うんですけどね。私の話は、余り時代に逆行してますかね。

○渡辺教育長 このたびも大変高遠な、高邁なお話を聞かしていただきましてありがとうございます。

そうですね、やっぱり萩原委員がおっしゃりたいのは、たくましさの世界だと思います。ただ、これだけ世の中が豊かになってきますと、どうしてもやっぱり不自由、不満足がないというところもあるのかなと思います。不自由、不満足があるから努力しようという気持ちが起こって、何とか今の状況を脱しなきゃいけないということでの一種のハングリー精神みたいなのが培われてきたのかなと思います。そういう中で、今、豊かな時代を迎えて、これからどういった形で本当にたくましい子供たちをつくっていくのかということが一番大事なことで、私も全く同感だと思います。

ちょっと先ほど私、弁当の日の取り組みをお

話し申し上げましたけれども、ある方が、道徳というのには3つの要素が必要だということをおっしゃった方がおりました。それは1つには普遍性があること、2つ目には具体的であること、それから3つ目には日常的であること、この3つが道徳実践の要件だというふうに喝破された方がおりますけれども、そういう意味で、私が先ほど御紹介申し上げました弁当の日の取り組みというのは、まさしくその3つの要件に私は合致していると思います。

ですから、私は、当面は、これにかなり力を入れてやっていきたいと思っています。そういう中で、子供たちの自立心が確かに培われると思います。それから、親自身の成長も私は期待できると思います。というのは、やはり子供が少なくなってくると、どうしても甘やかしがちなところが出てきますので、何でもかんでも先回り、先回りして親が用意してしまう。これは私自身の反省も含めてそう思っているんですけども、そういうことがあります。

それから、これは例示的に、よく弁当の日を提唱された方がお話しされていることなんですけれども、子供が弁当をつくって卵焼きをつくるとしたならば、その卵焼きを弁当箱に入れるのは2切れか3切れにしかならない、残りが必ずあると、その残りはどうするかというと、捨てるわけではないと、必ず朝の食卓に出てくるんだと、それをお父さん、お母さんがいただく、あるいはじいちゃん、ばあちゃんがいれば、じいちゃん、ばあちゃんも食べる、子供が感謝をされる、自分がやったことを褒められるという喜びを味わうことができる、そうすると、親御さんやじいちゃん、ばあちゃんにとっても孫の成長を目を細めて見ることができる、そういう意味で家族のきずなが深まる、あるいはこれま

でばらばらであった家族が一つになるきっかけになる、そういう意味でのきずなと言うんでしょうかね、そういったものが醸成されるのではないかなと思っていて、まさしく私は、その3要素を兼ね備えていると思っていますので、当面は、これに集中して、全県下に広めたいなというふうな野望を今、抱いて頑張っているところであります。以上です。

○満行委員長 休憩いたします。

正午休憩

正午再開

○満行委員長 再開します。

質疑が終わっていませんが、ここで一たん休憩をし、13時10分再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時9分再開

○満行委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ここで、委員会の傍聴についてお諮りいたします。

宮崎市の松元史年氏から、執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認・決定事項に基づき、先着10名に限り許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

午後1時10分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

傍聴される松元さんをお願いいたします。

傍聴人は、受け付けの際にお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、その他の報告事項について、引き続き質疑をお受けいたします。

○長友委員 それでは、せっかくですので、先ほどの「宮崎県教育振興基本計画」、今からつくられるということで、ひとつ力を入れてお願いしたいという発言をさせていただきました。そこで、この施策の目標の中の2番目、「生きる基盤を育む教育の推進」と、こういうことでありますけれども、小学校に英語教育が導入されることになろうかと思えます。このことについては、確かに母国語は大事なことでありますけれども、諸外国の英語教育と比べて、諸外国というのは本当に子供たちがスムーズに英語を話せるというわけですね。だから、1週間に一度の英語教育でいいのかどうなのかと。それを2つに分けて、1週間に30分ずつ2回ぐらいにでもできないものかというお話等も新聞で見させていただいたところでありました。

それからもう一つ、先ほど「国際化や技術革新等の進展の中で通用する力を育む教育の推進」の中で、ICTあるいは産学官との連携というお話がございました。つい最近のテレビの報道であったわけですが、コンゴという国が内戦で非常に荒廃してしまったわけですね。それで、今、復興しようとしておりますけれども、そのかなめに何を持ってきたかといったら、このIT立国を目指すということを持ってきたわけです。しかも、やっぱり資源がない、資源も

乏しい国だということで、そういう方向づけをして、今それが急激に進み出したわけですが、宮崎ならではの教育、ちょっと角度が違いかもしれませんが、どうせやるのならば、それぐらいの特色とか腹を持って、ICT教育なんかもやるならやると、英語教育もやるならやると、それぐらいのことができないのかどうなのか。行政の中に仕込まれていますから、勝手なことはできないのでありましょうけれども、そういうことに関して何かお考えがあれば伺いたいと思います。

○山本教育次長（教育振興） まず、小学校の外国語活動の件でございますけれども、来年度から正式に実施されるということでございますので、今は予行の段階でございますが、県内ほとんどの小学校で、英語活動、外国語活動に取り組んでいるところでございます。理論的に言うと、多分長友委員が言われたのは、国際大の隈元学長の話引用されたのかなというふうに思っているんですけれども、年間35時間をやることは規定されておりますので、45分を例えば2つに分けるということは、物理的・理論的には可能だと思うんですけれども、小学校におきましては、例えばALTとか学級担任以外の人をサポーターにして来てもらっている部分があったりして、それが物理的に可能かどうかというのは市町村によって違うのかなというふうな状況でございますので、これらを含めまして、来年度から正式になされますので、その様子を見ながら研究といいますか、見ていきたいというふうに思っております。

○長友委員 ICTに対する考え方は何かありませんか。

○飛田教育次長（教育政策） 今までの変化の枠組みとこれからの変化の枠組みというのは、

大きく違うと思うんですね。例えば、日本の企業の雇用状況にしても、今までは日本の中の問題でしたけど、日本の企業でありながら外国人を雇用していくというような時代、それから、少子化とか高齢化についても、例えば、20年先には宮崎で20万近くの人が減るだろうという予測の中で、延岡市と日向市がなくなるぐらいの予測の中で、どう教育の枠組みをつくっていくかと。だから、そういうことを踏まえながら、午前中の話題でもいっぱいありました。宮崎は条件は厳しいじゃないかと、いろんなことにおいて宮崎には課題があって厳しいじゃないかと。だけど、課題があれば、その課題を解決する方向で我々が動くことが一つのモデルとなり得ると。そんな気持ちで、具体的にここをこうやるということは今明言することはできませんが、そういうような気持ちで、プランをつくっている職員にはいつも策定委員会をお願いしているところです。以上でございます。

○長友委員 いずれにしろ、グローバル化というか、これは避けて通れないし、TPPの問題等でもありましたけれども、例えば本県農業を外に出すとしたときにも、諸外国、相手国を知らなくちゃどうにもならないですね。そこには語学という壁があるわけです。だから、語学に関しての話も一回させてもらったことがあるんですけれども、制約のある教育現場の中でも、そのような意識を持ちながら、本当にできるだけそういう時代に柔軟に対応できるような子供の育成というか、その基礎の部分というのは大いに意欲的にやってもらいたいと、こういうことをちょっと要望しておきたいと思います。

○萩原委員 午前中もいろいろ非常に古い持論を展開したんですけれども、もう一つ古い持論を。小中学校の教育の中で、読み書きそろばん

というのは、どのぐらいの比重で、パーセントは難しいでしょうけれども、どういう認識を——読み書きそろばんというのは、私は、そろばんは実際は使わないけれども、知能を上げる上で非常にそろばんというのは高いものがあると思うんですね。今、そろばん塾とか、そういう塾頼りなのか、学校では読み書きそろばんというのは、どの程度認識を持っていらっしゃるのか、その辺をちょっと伺いたいですけど。

○山本教育次長（教育振興） そろばんにおきましては、小学校の算数の授業におきまして、そろばんを使って、要するに四則演算といえますか、計算の仕組みといえますか、それから和算といえますか、関孝和がつくった和算がありますが、日本のよき伝統ということも含めまして、授業を行っているところでございます。読み書きに関しましては、国語科を中心に、まず要するに、今回常用漢字のあれがありましたけれども、小学校、中学校において、少なくとも新聞記事が読めるような力を育成しなくちゃいけないということで、国語科を中心に授業がなされているところでございます。

○萩原委員 この前、2～3日前の新聞だったと思うんですけど、これから中国、大国を相手にしていろいろやるときに、中国語というのは、いわゆる書が非常に進んでいるわけですが、日本人はどっちかという書が下手なんですよ。僕もあんまり上手なほうじゃないけれども、そういう書の上達がないと、中国との関係でいろんな書簡を交わす間で、非常にレベルが低く見られるそうなんです。だから、書というのは、ある意味では非常に大事じゃないかなと。そういうのは、書道も、僕もそれこそ幼少のころちょっと習ったぐらいですけども、その程度なんですけど、それは昔と変わらんのですか。書

道、書はどの程度なんですか。

○山本教育次長（教育振興） 書道に関しましても、例えば中学校においては必修科ということでなされておりますので、中学校において書道の授業は、書写という時間の中でなされております。小学校においてもそうであります。

○萩原委員 ついでだからもう一つ、私は、皆さんもそういう認識だろうと思うんですけども、国際人になるということは、まず自国の歴史を知るということ、自国の言葉を、漢字を、すべてとは言わんけれども、それなりの一定のレベルにいかないと、いって初めて、いろんな英語だとか中国語だとか外国語を身につけて、外国と折衝することが国際人だと思うんです。ところが、外国の人に言わせると、日本人の人たちは自分の国の歴史をほとんど知らない。そういう歴史とか地理とかいうことに対して、大学とかいうのは専攻科目からほとんど外されているところが多いみたいですけれども、歴史、地理というのに対して、義務教育から高等学校教育で結構ウエートをかけてやっているんですかね。

○山本教育次長（教育振興） 例えば今回の学習指導要領の改訂に伴いまして、例えば中学校の話をさせていただきますと、中学校の社会科の時間が従来295時間だったのが350時間になったということで、特に近現代史あたりを中心に授業をふやしていったというような流れがございます。地理に関しましても、例えば教科書のレベルの話をさせていただきますと、我が国の領土ということに関しましては、しっかり地理の教科書の中では学習するようになっております。

○満行委員長 その他の報告事項について質疑はございませんか。

では次に、その他の事項について移りたいと思います。まず、高校再編について質疑をしたいと思います。委員長からお尋ねしたいと思うんですが、平成25年度から新たな高校再編計画になるんだろうと思いますけれども、これまでの経過、経緯について総括的にお尋ねしたいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

○児玉学校政策課長 昨年平成21年度、そしてことし22年度、2年間にわたりまして、宮崎県学校教育改革推進協議会のほうで、今後の高等学校教育改革についてということで、いろいろと意見をいただいているわけなんですけれども、その中で、少子化による生徒減少に対する対応について、もう一つは多様な生徒のニーズに対する対応、そしてもう一つが高等学校入試制度の今後のあり方、このことについて、今2年間にわたって御意見をいただいてきております。この改革推進協議会の下には、県内7地区での各地区別の協議会、また入試検討の委員会、そういった委員会等も置かれております。この教育改革推進協議会のほうから、本年度末に協議のまとめという形で、これまでの出てきた意見等をまとめたもの、こういったものをいただくということになっておりまして、これにつきましては、2月の常任委員会で御報告したいというぐあいに考えております。これは、決して拘束力のあると、諮問すれば答申ということがあるわけですけれども、このような諮問・答申という形ではありませんで、御意見をいただいて、それを参考に今後、私どもが計画を定めていくというものであります。この協議のまとめを本年度末に受けまして、2月の常任委員会で御報告した後に、県教育委員会のほうで再編整備計画の案を作成していきたいと考えております。これにつきましては、来年の7月までには案を

作成しまして、それにつきまして、またこの常任委員会のほうに御報告して、またいろいろと御意見をいただきたいというぐあいに考えております。最終的な計画につきましては、さらにこの案について県民の皆様方から御意見をいただいた後に、23年度末、24年の3月までになりますけれども、常任委員会に御報告した後、発表したいなというぐあいに考えているところであります。以上であります。

○満行委員長 ありがとうございます。高校再編について質疑はございませんでしょうか。

なければ、その他で、萩原委員、お願いします。

○萩原委員 9月の議会、口蹄疫が発生したときに、高校・大学生のいわゆる授業料減免についてお願いをして、県外の大学にもお願いしておったわけですが、その状況の話と、それから、今度新年度の高校あるいは大学でも結構ですが、入学手数料等の減免ができるのかどうか、その辺はどうなんですか。

○児玉学校政策課長 萩原委員のほうから御指摘がありまして、その後、県の教育委員会のほうから、文部科学省あるいは全国の大学の協会のほうすべてに、口蹄疫で被害をこうむった子供たちについて何らかの配慮をお願いしたいというような文書を発出しまして、それぞれの大学において、前向きに検討して、今現在、取り組まれているところがたくさん出てきております。本当にありがとうございます。今度、教育委員会といたしましては、宮崎大学のほうで入学者選抜の受験料、こちらのほうについて、口蹄疫の被害に遭った農家の子供であるとか、あるいはその影響でやむなく職がなくなった方々の子弟、子供に対して、受験料について免除するというようなことが宮崎大学のほうから

出ておりましたが、私どものほうも、今度の高校入試、来年の2月に推薦入試、3月に一般入試が行われますけれども、こちらのほうで、受験料1人が2,200円でありますけれども、この受験料についての免除を、手数料ですけれども、行う方向で今現在、検討を進めているところであります。

○福永財務福利課長 大学生等に対する修学支援策についてでございますけれども、県内の大学、短大、高等専門学校11校のうち、今9校で授業料減免の制度を設けております。それから、県外の大学等の主な修学支援策についてでございますけれども、まず、相談窓口を設置した大学が全国で10大学です。それから、授業料等の免除を行っている大学が、国立高等専門学校50校でございますけれども、それを加えまして、64校で行っていただいております。それから、大学奨学金の貸与等につきましては、6校で今設置をしてもらっております。以上でございます。

○萩原委員 対象者が少ないでしょうから、ひとつ、就職しておいていわゆる職がなくなった人たち、補償とか何とか後でまた再開する人たちはそう逼迫していないだろうと思うんですけれども、そういう失業した家庭の子供たちを非常に教育で悩ますようなことのないように、対象者も少ないでしょうから、全力で取り組んでいただきたいと思えます。

○長友委員 口蹄疫の話が出ましたので、昨日、韓国でまた新たに豚あるいは牛について口蹄疫が発生したという報道がございました。県の所管する部門では、早速その対応がなされたわけですが、教育委員会等に対して、何かその辺の通達というか話なり、そういうものはなかったのかどうか。教育委員会としても、口蹄疫に関して、さまざまな影響が及んだところで

ございますので、いたずらにいろんな心配をするというのはよくないかもしれませんが、せっかく農業高校等が畜産を再開できるという状況になってきたわけですから、これまた非常に大きな、万が一また入ってきたら、これは大変なことになりますので、ちょっと心配しておりますが、その辺どうなのかお伺いをしたいと思います。

○児玉学校政策課長 口蹄疫が韓国のほうでまた発生したということで、本当に心配しているところであります。高等学校等が韓国と関係することとしまして、韓国への修学旅行が予定されておりました、この修学旅行について、当初は北朝鮮からの砲撃というのが起こりましたので、そのことからの対応ということを考えているところに、さらにこの口蹄疫という情報が入ってまいりました。今、県内で12月に修学旅行を予定している学校が3校ございます。この3校とも保護者会等を開いて、既に国内の修学旅行に変えるという形で、保護者会でもそういうぐあいに了解いただいた学校が1校、そして今夜、保護者会のほうで意見をいただいて決定すると、方向性としてはやはり、1校もう延期ということにしておりますので、中止とか延期というような方向になるのではないかなと思えますけれども、そういうような方向で、韓国への修学旅行、そういったものについては、今、自粛するというような方向で動いているようであります。

○長友委員 非常に生徒にとってもかわいそうなことなんですけれども、万やむを得ないかなというふうに思います。それと同時に、直接の所管の部門ではないんでしょうけれども、とにかくこの口蹄疫に関しては、水際でとめるしかないと思うんですね。そこが破られたら、もう農家の畜舎の前でとめるしかないわけです。だ

から、国、県、そこらあたりの本当の意味での防疫体制の強化というか、これが考えられるわけですが、教育長等も県の重要な会議に出席される機会が多いと思いますので、機会がありましたら、その辺のことを初めとしながら、ぜひ、県のほうにも万全な対策を施すようにということでお願いをしていただきたいと思います。これは要望にしておきます。

○福永財務福利課長 今お話しの方につままして、実は昨日付で畜産課長のほうから各担当者のほうに通知文がありまして、その通知文の中を見ますと、部外者の農場への立ち入りを制限しましょうとか、畜舎の消毒などで出入りする人、車両の消毒を必ず実施しましょうとかいったような取り決めがなされておまして、この文書におきまして、全県立学校に周知を図っているところです。それから、鶏につまましては、都城農業高校のほうで飼育しているんですけれども、約700羽おりますので、そこ辺も含めまして、周知徹底を図っていきたくておまして、以上でございます。

○長友委員 小中学校との連携も、市町村の教育委員会との連携も、ひとつよろしく願いしておきます。

○松田委員 3点お伺いします。1点目は「家庭の日」、2点目が中学武道必修化、3点目が五ヶ瀬町のG授業、こちらのほうを伺います。第3日曜日「家庭の日」ということで設けてあって、知事の顔写真の入ったポスターも配布してあるんですが、ところが、地域ではこれがなかなか履行できません。その一番の理由が、地域で一番原動力のある中学生が部活が忙しくて、どうしても第3日曜日子供たちは家庭に不在ということです。先ほど教育方針の中にあつたふるさと学習やなんかのことを考えても、せつ

かく「家庭の日」だということを提唱しても、中心になる子供たちが家庭におらせようと思ってもおれないんだ、当然部活動は先生方の意向が強うございますし、またPTAが学校に申し入れをしても、それぞれの温度差があるんですけども、せつかく県が第3日曜日は「家庭の日」だということを提唱しているの、その辺、県として、一律にこの日はみんなが休んで家庭に戻りましょうとかいうふうなことを教育の現場から提唱はできないものかお伺いしたいと思います。

○興梠生涯学習課長 「家庭の日」の取り組みでございますけれども、家庭教育の向上でありますとか充実という意味では、大変意義のあることだと思っております。PTAにおきましては、私どもが所管しますPTAですが、単位PTAあたりでは、一つそれを大きな目標に掲げて取り組んでおられるところはありますけれども、県全体では、まだそういうふうな形にはなっておりません。ただ、県組織であります県のPTA連合会におきましては、家庭教育の推進及び心の教育の充実という目標を掲げておまして、その中で「家庭の日」等を通して家庭のあり方について啓発に努めるというふうな取り組みをしております。今のお話の件でございますけれども、家庭の状況でありますとか、それから就労環境の問題等々ございまして、県のほうで一律的にそれを定めてしまうというのは、ちょっと難しい部分があるのかなと私どもは考えております。ただ、ただいま申し上げましたように、家庭教育の振興という意味では非常に重要なことでございますので、主管部局であります福祉保健部あるいはPTAとも連携をとりながら、できることはやってまいりたいというふうな考えております。先ほど教育長のほうか

らありましたような「弁当の日」の取り組みとか、ああいったことを具現化する形で進めてまいりたいとは考えております。

○松田委員 ありがとうございます。部活のあり方なんです、各校、特に中学校の運動部というのは大変盛んで、ありがたいことだと思う反面、やはり先生方の意欲によって部活の時間、確かにテスト前とかは部活休止期間がありますがけれども、今言った第3日曜日でありますとか地域のお祭りのときやなんか、どうしても中学生の手がかりたいときでも、先生のほうの同意が得られずに、部活が休みにならんものだから、おみこさんを担ぐ子がおらんとか、あるいは家庭に子供がいないということを知っております。これは学校長に言っても、学校長もなかなかそれぞれの部活の顧問に言いづらいというような現状があるように聞いております。その辺、一回調査をいただいて、部活動のあり方、それはふるさと教育、地域教育も含めて、部活動の機能を一回ごらんいただけたらありがたいなと思います。

2点目、中学武道の必修化についてです。先日、県の武道協議会、こちらのほうが声明を出して、再来年度から必須化になる中学武道に対して、啓発等々取り組むという報道がなされました。これは県のほうとどのような連携がとれているのか。また、中学武道必修化に対して、今、宮崎県はどのような取り組みをなされようとしているのかお教えください。

○川崎スポーツ振興課長 武道の必修化につきましては、平成24年度から中学校で必修化されますけれども、それに向けまして、新学習指導要領の趣旨の徹底を図りますために、平成21年度から中学校の保健体育担当教諭に対しまして、武道における指導方法、それから工夫改善や指

導計画上の留意点等につきまして指導を行っているところでございます。また、指導者の資質向上を図るためにも、武道講習会を毎年開催しております。本年度は、柔道、剣道に加えまして、なぎなたについても実技講習を実施することとしております。また、今回、武道協議会のほうから、現場の中学校のほうに出向いて指導者を派遣するというような決議をいただきました。各武道の競技団体の中央のほうにおきましても、学習指導要領にのっとりた形で、各競技団体の方々が現場に指導に行く、そういったマニュアル等をつくっていただいて、準備をいただいているところで、そこらあたりとの連携も今後図っていくということになるかと思えます。以上でございます。

○松田委員 武道の競技に関しては、学校単位で選択するという事ですから、上から決めることではないんでしょうけれども、例えば宮崎県でしたら四半的があつて、これは弓道かと思つたら焼酎飲みの遊びだからスポーツじゃないということ、高千穂のほうは郷土芸能で棒術という、芸能というよりは棒をかけ合わせて武道から発生した芸術なので、これも武道かと思つたら武道の範疇に入らないということだったんですが、さはさりとして、学校現場に任せておきますと、どうしても習得、選択する競技は、一番お金のかからず今ある施設を利用する柔道とかが多いように聞いておりますが、その辺バランスよく県内でも、例えばこういうすべての武道を履修できるようにとか、そういった配慮等々は県の教育委員会のほうで全くなされないものなんでしょうか。

○川崎スポーツ振興課長 中学校、高等学校において、多少違いますけれども、特に中学校におきましては、学習指導要領の中に、柔道、剣

道、相撲、この3つが例示されているところがございます。ただ、しかし、地域や学校の実態が違いますので、それに応じまして、武道についても履修できるということは、私たちもそういった指導はしているところがございます。以上です。

○松田委員 この件で最後なんですけど、武道の必修化と同時に、ダンスも必修化になるんだそうなんですけど、これも同時に学校でも皆ダンスを習うようになるわけなんじゃないでしょうか。

○川崎スポーツ振興課長 そのとおりでございます。男女雇用機会均等ということで、男性も女性も平等ということで、女性が得意なんですけど、最近は男子の生徒もダンスを、今までは選択しなかったのが、選択する生徒が多うございまして、それは両方とも必修ということでございます。

○松田委員 では、3つ目の質問で、G授業ということが教育されていると。五ヶ瀬小の五をとってG授業、これは学級の適正規模は何人かということ、財政からじゃなく、子供たちの立場から考えた仕組みだということで報道されておりました。小規模校を1カ所に集めて合同教育をさせるというようなことで、これは五ヶ瀬町だけでなしに3市6町、和歌山県、大分県、宮崎県、広島県、熊本県、福岡県の市町村の教育委員会と連携でやっているということで聞いております。12年までの2年間で授業モデルの開発を、早稲田と東京大学、京都大学でつくる大学発教育支援コンソーシアムというところと共同でやっていくという新しい授業改革だと聞いておりますけれども、これは教育委員会においては、どういう位置づけで見られているのか、あるいは、この動きをもっと県内でも進めようとする動きがあるのかお聞かせください。

○山本教育次長（教育振興） まず、ちょっと確認をしておきたいと思いますが、G授業というのは、今、松田委員がおっしゃったとおり、五ヶ瀬の五をとってG授業でございますが、五ヶ瀬で取り組んでおりますのは、こういうG授業といいますか、少人数を武器にして、いろいろ学級編制をしているということと、もう一つは、今ちょっと話がありました協調学習というのがありまして、その協調学習を国富と宮崎市で一緒にやられているということでございます。問いでございますけれども、五ヶ瀬町で取り組んでいらっしゃるということについてでございますが、小さいことは弱みではないと考えた日渡教育長の、弱みを強みにしていく非常にユニークな教育だというふうにとらえております。絶好のチャンスでございますので、御紹介をいたしますと、椎葉村も小規模校がたくさんございまして、実は椎葉小学校の隣に椎葉の「夢織りの館」というのがございまして、これは2年前に渡辺教育長にも視察をお願いしたところでございますけれども、6つの小学校が年間5回ぐらい、5時間集まりまして、1年生から6年生がそれぞれ学年別に集まって、小規模校ではなかなかできない授業をやっていくということで、御存じだと思いますが、椎葉は中学校になりますと、椎葉中学校で寮生活をする部分がありまして、なかなかいきなり寮生活にはなじまないというようなこともありますし、小中ギャップということもありますし、少人数でなかなかできない例えば球技とか、そういうことができるというような取り組みをしておられます。それぞれの市町村で状況は違いますので、いろんな取り組みをなされているというふうに理解をしております。

○松田委員 小規模校が集まって新しい取り組

みだということで、今議会でも幾つか議論になりました高校合併・再編の部分でも、この考え方、今やっっているのは市町村の教育委員会でしょうけれども、県の教育委員会でも、これらをベースにして、高校の編成にもその知恵を生かすことはできないものかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○児玉学校政策課長 ただいまの御質問につきましては、高等学校におきましても、現在1学年3学級という小規模校が出てきております。また今後も引き続き少子化が進行していくということで、このままだと2学級の高等学校が生まれることになるが、そのあたりについても、このG授業を参考にしながら取り組まれてはどうかというような御質問かなと思います。このことにつきましても、今、教育改革推進協議会、またその下部の組織であります各地区での協議会、これにつきましては、現行の整備計画の中でも、ただし書きといたしまして、地域とか学校種であるとか学校がどこにあるとか、こういったものについて十分配慮しながらやっていくというぐあいにしております。今後この配慮事項のあり方についてもどうかということも投げかけております。したがって、このようなことも含めた形で、今後、中間の協議のまとめが出てくるのではないかと思いますけれども、2学級の高校となりましたときには、随分そこにいろんな特色づくりというものをやっていかないと、2学級といいますが、男子1学級分、女子1学級分となりますので、そうすると、部活動の種類が非常に限られてまいります。そうすると、中学生が果たしてその学校に魅力を感じていくようになるのかと、それでも行きたいような学校の特色づくりというのをその場合は考えなくてはいけないなというぐあいに思っ

るところでありますけれども、なかなか小中学校のように小規模のままで適切な教育を、社会に出て行く一歩手前の高等学校として、2学級が十分かということについては、大変心配な面はありますけれども、しかし、今後、御意見を、中間協議のまとめ、こういったものを参考にしながら、計画を進めてまいりたいと思っております。

○宮原委員 きょうも新聞に載っていたと思いますが、学校給食費の滞納というのが発表になっていたようですけれども、県内でどのくらい給食費の滞納があるかということと、それぞれの学校で給食をつくる自校方式、そしてまとめてつくるセンター方式、また小さいところは直接弁当というのがあるのかなと思いますが、そういった比率というのはどういう形、校数がわかっていればそれを教えてもらえませんか。

○川崎スポーツ振興課長 給食費未納の状況でございますが、平成21年度、昨年度の状況調査によりまして、調査を実施したところは419校、市町村立と県立でございました。未納者のいる学校が192校、46%でございます。未納者の数が1,128人、1.1%ということで、全国とほぼ一緒ということで、未納のある学校が46%ということでございます。もう一つ、自校方式とセンター方式の割合でよろしゅうございますか。単独調理場方式が学校数で176校の42.5%、共同調理場方式が238校の57.5%となっております。

○宮原委員 そこで、今回政権が変わって、子ども手当というのが支給されているわけですが、この給食費の滞納というのが前年と比較して、子ども手当が出たことで大分軽くなったか、払われるようになったかということがわかればお聞かせいただけませんか。

○川崎スポーツ振興課長 今、調査が平成21年

度の給食費の状況ということで、今年度調査いたしました。その件につきましては、来年度、23年度に22年度の調査ということで出てくるかと思っております。私たちも、子ども手当が学校給食費の未納にどのくらい影響があるのかということ、関心を持って今見守っているところでございます。結果については、来年度までお待ちいただければと思います。

○宮原委員 結果は来年を待ちましょう。そして、来年、結果が聞けるように頑張っていきたいと思いますが、実は、自校方式の場合とセンター方式の場合で、お金の流れが違うというふうに思うんですよ。というのが、センター方式で持っていった場合は、皆さん子供たちの数に応じてお金を納めるので、当然食材は立派なものが提供されるというふうに思うんですが、自校方式になると、多分未納になっているところはお金が入ってこないわけですから、要は100人いるところで90人しか納めていなければ、90人の金額で食材を購入しなければならないということになりますので、地産地消とかいろいろ言われている中でありますから、食材の質が下がるというのを、払っていない子供たちにも食べさせなならんということになるわけですが、現実的にそういったところからのクレームとか、そういったのは現状としてないんですかね。8年ぐらい前から、こういうのが常に言われていた状況があるんですけど。

○川崎スポーツ振興課長 先ほど申し上げましたように、未納者数の割合がパーセントでいくと1%ということで、それによりまして、現在のところ、大きく献立の中身が変わるとか給食の質が落ちるとか、そういったところまでは情報として上がってきておりません。ただ、自校方式等におきまして、先ほど言われたようなこ

とは懸念されますし、栄養士の方々の献立の立て方、また食材の調達の工夫、それから中身の工夫、味つけ、そういったところに十分な創意工夫がなされているというふうに承っております。

○宮原委員 どんどん長くなってしまいますので、最後にしますが、結果的には1,128人の子供たちのところが滞納になっているということなんです。今度は卒業してしまうと、PTAの方たちがいろいろ相談に行くんですが、過去のことを引きずってしまうわけにいかないの、なかなか取り立てに行けないということもあります。私が経験した、8年ぐらい前ですが、3人の子供さんがいる家庭が滞納してくれるものですから、1軒で1万ずつたまってくるわけですよ。そういう状況が続くと、にっちもさっちもいかんという状況になりまして、PTAの役員を一番最初に引き受けるまでは、「学校のために頑張らしましょう」と言われたんですが、逆に、引き受けて「おめでとうございます。よろしくお願いします」と言われた後には、取り立てに行ってもらわないかんという話になるんですよ。これは皆さんたちも多分経験されているというふうに思いますが、役員なり教育関係者の方には大変御苦勞をいただいているというふうに思いますが、そういったところも、子ども手当というのがきちり出ているわけですから、宮崎県は、例えば教育委員会として、国に対して、子ども手当という形で出すんじゃなくて、給食費の完全無料化とかいうような方法をやっていないと、今後のPTAの組織にも影響が出てくると思いますし、学校の運営、そしていじめとか、そういったものにも影響するような気がするものですから、そこについては、宮崎県教育委員会ということだけではなくて、

そういった場があったときに、子ども手当というものを出せるのであれば、給食費の完全無料化ということを強く教育委員会としても訴えをしていただきますよう要望しておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○満行委員長 ありませんでしょうか。

なければ、請願の審査に移ります。

今回、「教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願」がなされております。請願につきまして、執行部からの説明はございませんか。

○安田総務課長 請願につきましては、特にはございません。

○満行委員長 委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、以上をもちまして教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時52分休憩

午後 1 時57分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項等について、局長並びに関係課長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願ひいたします。

○濱砂企業局長 企業局でございます。よろしくお願ひします。

それでは、説明に入らせていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料をごらんください。表紙をめくっていただきまして、目次でございますけれども、本日は議案はございませんが、その他報告事項が3件ございます。

まず1番の「平成22年度各事業の事業実績と上半期の予算執行状況について」であります。

電気事業につきましては、昨年度は上半期の雨量が例年に比べまして非常に少ないということがございまして、発電量が目標を大きく下回るという状況がございましたが、今年度は、特に4月から6月にかけて雨量が多かったために、その後、若干少雨傾向ではありますけれども、現在までのところ、順調に推移しております。

また、工業用水道事業及び地域振興事業につきましては、目標の数値を若干割り込んでいるものもございすけれども、おおむね順調な経営を続けているところでございまして、今年度の見通しにおきましても、各事業とも例年同様に利益を確保できると見込んでおります。

このほか、2番目の「一ツ瀬川県民ゴルフ場開業20周年記念コンペ」及び3番目の「発電所親子探検ツアー」について御報告をいたします。

詳細につきましては、関係課長、経営企画監から御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

それから、資料にはございませんけれども、今年度予算で新富町の一ツ瀬川県民ゴルフ場の駐車場に計画しております90キロワットの太陽光発電設備、企業局としては2番目の太陽光発電でありますけれども、この設置についてであります。8月13日に国の補助金の交付が決定されまして、11月2日に発注をいたしました。現在、パネルを載せる架台のコンクリート基礎工事を行っておりまして、来年1月末の完成を予定しております。

また、同じく延岡市の祝子ダムに計画しております33キロワットのマイクロ水力発電設備でございますけれども、同様に補助金の交付決定

を受けまして、11月30日に落札者が決定したところでありまして、12月中旬に工事に着手し、平成23年度中の完成を予定しております。

私からは以上でございます。

○吉田総務課長 それでは、説明に入らせていただきたいと思います。

委員会資料の1ページをお願いします。

Iのその他報告事項の「1 平成22年度各事業の事業実績と上半期の予算執行状況について」でございます。

まず、1の「電気事業」でございます。

(1)の料金収入等でございますが、その表の左側のほうを見ていただきますと、供給電力量とありますけれども、これが10月までの実績につきまして、表の一番下に合計をつけております。目標の3億9,531万4,000キロワットアワーに対しまして、実績は4億3,485万6,000キロワットアワーとなり、達成率は110.0%となっております。これは、先ほど局長からもありましたように、9月と10月を除くすべての月で達成率が100%を超えておりまして、平年に比べて雨量に恵まれて、効率的な発電ができたことによるものでございます。

次に、表の右側の料金収入でございますが、同じく合計の欄を見ていただきますと、目標の27億1,454万2,000円に対しまして、実績が27億3,393万7,000円となり、達成率は100.7%でございます。ほぼ目標どおりの達成率となっております。

10月までの供給電力量が目標の110.0%で、電力料金収入が100.7%となっておりますのは、電気料金制度では、定額料金と従量料金の2部料金制をとっていることによるものでございます。

なお、参考といたしまして、過去3年間にお

ける10月までの実績について記載しております。2ページをお願いします。

(2)の上半期の予算執行状況でございます。

①の収益的収入の執行率でございますが、一番下の合計の欄でございますように、53.7%となっております。

次に、②の収益的支出の執行率でございますが、合計の欄にありますように、32.1%となっておりますが、これは表の下の注書きに記載しておりますけれども、収益的支出のうち、営業費用の予算額の約3割を占める減価償却費を、年度末の決算時に計上することなどによるものでございます。

なお、さきの9月補正予算で議決いただきました「口蹄疫復興中小企業応援ファンド」の原資20億円につきましては、そこにも書いておりますように、10月25日に一般会計に貸し付けを行ったところであります。

3ページをお願いします。

2の「工業用水道事業」でございます。

(1)の料金収入等についてでございますが、これも同じく表の左側の給水量を見ていただきますと、10月までの実績につきまして、合計の欄でございますが、目標の1,004万5,588立法メートルに対しまして、実績は928万3,224立法メートルとなりまして、達成率は92.4%となって、目標を下回っている状況でございます。これは、ことしの3月から7月まで、主要な給水先であります株式会社日向精錬所が電気炉の補修工事を行っていたことなどにより、常時使用水量が減少したことによるものでございます。

次に、右側の料金収入の合計の欄でございますが、目標の1億8,823万9,000円に対しまして、実績は1億8,355万9,000円となりまして、達成率は97.5%となっております。

4 ページのほうをお願いします。

(2) の上半期の予算執行状況でございますが、①の収益的収入の執行率は47.0%となっております。

次に、②の収益的支出の執行率でございますが、27.5%となっております。これは、先ほども電気事業で申し上げました、営業費用の予算額の約3割を占める減価償却費を、年度末の決算時に計上することなどによるものでございます。

5 ページをお開きください。

最後に、3番目の事業であります「地域振興事業」でございます。

(1) の料金収入等でございます。

同じく表の左側の利用者数でございますが、10月までの実績につきまして、合計の欄です。目標の2万1,200人に対しまして、実績は2万584人となりまして、達成率は97.1%となっております。これは、県内に甚大な被害をもたらしました口蹄疫の発生とか、あと雨の日がちょっとこの時期は多かったという影響を受けたものでございます。ただ、8月と9月につきましては、天候に恵まれたことから、回復傾向にございまして、10月までの全体では、おおむね順調に推移していると考えているところでございます。

次に、納付金収入でございますが、指定管理者との協定に基づく納付金として、毎年度2,415万円が納付されることになっておりますが、ここにはそれを12分割した額であります201万2,500円を毎月定額で計上しているところでございます。

6 ページをお願いします。

(2) の上半期の予算執行状況でございますが、①の収益的収入の執行率46.5%となっております。

②の収益的支出の執行率ですが、これは18.7%となっておりますが、先ほどから申し上げています2事業と一緒に、営業費用の予算額の約4割を占める減価償却費を、年度末の決算時に計上することなどによるものでございます。

事業実績と上半期の予算執行状況につきましては以上でございます。

○新穂経営企画監 それでは、私のほうから、「一ツ瀬川県民ゴルフ場開業20周年記念コンペ」について報告いたします。

資料の7ページをお開きください。

去る10月31日に、20周年記念コンペの第1弾としまして、「ひとつせペアゴルフマッチ」を開催したところ、親子18組、カップル36組の合わせて108名の参加がありまして、好評のうちに終了することができました。

当日は、午前中あいにくの雨模様でしたけれども、お昼からは雨も上がりまして、まずまずの天候となりました。

参加者の年齢ですが、7歳から85歳までの幅広い層で、また、地域につきましても、宮崎市を初め県内10市町から参加があり、皆さん和気あいあいとプレーを楽しまれて、お互いの親睦も図られていたようでした。

また、表彰式では、県産品などを中心に豪華賞品も用意しておりましたことから、参加者に大変喜んでいただいたところです。

なお、一番下の(6)にありますように、12月5日には、20周年記念コンペの第2弾として、だれでも参加できる「企業局オープンカップ」を予定しております。こちらも既に予約は満杯となっている状況でございます。

これを機に、指定管理者と連携しながら、一層のサービス向上に努めて、県民の皆様にも親しまれるゴルフ場を目指してまいりたいと考えて

おります。以上でございます。

○相葉工務課長 それでは、私のほうから、「発電所親子探検ツアー」について報告いたします。

資料の8ページをごらんください。

(1) 目的にありますように、「発電所親子探検ツアー」は平成11年度から実施しております。企業局のPRとともに、二酸化炭素がほとんど発生しないクリーンなエネルギーである水力発電所の仕組みやダム役割について理解してもらうことを目的としておりまして、環境保全などの教育や啓発に努めているものであります。

今年度は、5月と11月の2回実施いたしました。第1回目を綾第二発電所で、第2回目を三財発電所において、それぞれ開催したところであります。

下のほうの写真をごらんください。当日は、発電所の見学とあわせて、参加者に川への親しみを持ってもらうため、稚魚の放流も行いましたが、子供たちの喜ぶ声や姿が多く見られ、全体で69名の参加をいただくことができ、好評のうちに終了することができました。

今後とも、このPR事業を継続し、企業局の発電事業への理解をより深めてもらえるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○満行委員長 執行部の説明が終了しましたが、報告事項について、委員の皆さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、以上をもちまして企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時13分再開

○満行委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、あす2日に行いたいと思います。

開会時刻は13時30分といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

○中野委員 この「第二次宮崎県教育振興基本計画」の策定、11年、最終的には来年の6月に県議会に計画議案上程ということでされるわけですが、知事選挙が今月末にあります。新しい知事が1月26日に就任、予算等も何か骨格予算ということやらあったり、また知事がどういう政策でいろいろされるかわかりませんが、また我々議会も今度が変わるということで、こういう長期の計画、高校再編成の計画も含めて、やはり1年間先送りしてもらわないかと、私はこう思うんですよ。ですから、こういうスケジュールがあるのを全部1年後からにしてほしいと、ぜひ、そういうことで取り組んでいただきたい。また、特にきょうは黙って聞いておったけど、この全体像の中で、なぜか知らないけれども、4番目の中身、ここだけ中身を説明しなかった。ここに県立学校の再編整備という欄もあるわけですが、何か非常に作為的なものを感じないでもありませんでした。そしてまた、構成(案)の中も説明がありませんでしたが、この最後のほうに、4番目の(4)にも再編整備のことが書いてあるんですよ。これで説明す

るのに、ちょろちょろと顔を出しておって、いつの議会には報告しました、いつの議会には報告しました、そんな狡猾なやり方をするのが、どこか知りませんが、よく見かけるところですから、そういうことがないように、具体的な説明をしてもらって、やはり1年おくれ、こういう長期計画は少なくとも1年後に延ばすと、そういうことをひとつ委員長報告にまとめてやってください。お願いします。

○満行委員長 そのことについて、各会派で持ち帰って協議をいただいて、あすまた委員長報告については協議をさせていただきたいと思えますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 なければ、これで終わりたいと思います。

午後2時16分散会

平成22年12月2日（木曜日）

午後1時35分再開

出席委員（7人）

委員	長	満	行	潤	一
副委員	長	黒	木	正	一
委員		萩	原	耕	三
委員		中	野	一	則
委員		宮	原	義	久
委員		松	田	勝	則
委員		長	友	安	弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	坂	元	修	一
議事課主幹	阿	萬	慎	治

○満行委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第6号及び第8号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第6号及び第8号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

請願第43—2号「教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」「採決」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 継続という意見もありますし、採決という意見もありますので、まずは継続審査とすることをお諮りしたいと思います。

それでは、請願第43—2号について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○満行委員長 挙手少数。よって、請願第43—2号について継続審査とすることは否決されました。

ただいま継続審査とすることは否決されましたので、ただいまからは、採択、不採択のいずれかをお諮りすることになります。

それでは、松田委員にお聞きしますが、これからすぐ採決してもよろしいでしょうか。

○松田委員 はい。

○満行委員長 休憩します。

午後1時36分休憩

午後1時37分再開

○満行委員長 再開いたします。

それでは、請願第43—2号の賛否をお諮りいたします。

休憩します。

午後1時37分休憩

午後1時38分再開

○満行委員長 再開いたします。

それでは、請願第43—2号の賛否をお諮りいたします。

請願第43—2号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○満行委員長 挙手ゼロ。それでは、念のため反対採決を行います。

請願第43—2号について、不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○満行委員長 挙手全員。よって、請願第43—2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時54分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 では、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後1時56分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

1月27日の閉会中の委員会につきましては、執行部と相談をして、開催ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 ありませんので、以上をもちまして委員会を終了いたします。

午後1時56分閉会